

第2日目（6月7日）

第2回福生市議会定例会会議録（第7号）

平成18年6月7日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収入 役	並木 茂君
教育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務 部長	田辺 恒久君
総務 部 参 事	田中 益雄君	生活環境 部 長	吉沢 英治君	福祉 部長	星野 恭一郎君
都市建設 部 長	清水喜久夫君	教育 次長	吉野 栄喜君	参 事	嶋崎 政男君
選挙管理 委員会 事務局長	山崎 典雄君	監査委員 事務局 長	伊藤 章一君		

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	小林 作二君	議事係 長	大内 博之君	臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君
----------	--------	-------	--------	------------	--------

平成18年第2回福生市議会定例会議事日程

開議日時 6月7日(水)午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(福生市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〕
- 日程第6 議案第39号 福生市行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第40号 福生市児童館条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第41号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第42号 福生市の一般職の職員の平成18年6月期期末手当の支給割合を定める条例
- 日程第10 議案第43号 平成18年度福生市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第44号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第45号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 日程第13 議案第46号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 日程第14 議案第47号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第15 議案第48号 市道路線の廃止について
- 日程第16 陳情第18-6号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書
- 日程第17 陳情第18-7号 学童保育に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第2回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。まず、13番田村正秋君。

（13番 田村正秋君登壇）

○13番（田村正秋君） おはようございます。それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。

まず、都市農業について、指定管理者制度について、学校教育について、3点お願いをいたします。よろしくお願いをいたします。

それでは、まず1点目の都市農業についてでございます。

福生市の農業については、都市化の中で大変厳しい状況であります。本来、農地が持っている新鮮な農産物の供給や緑地空間、防災機能等多面的な機能を持っており、農のある暮らしが人間生活の上で大変重要であります。

しかし、税制面においては固定資産税が市街化区域の農地の宅地並み課税が昭和48年から実施されることになり、その後平成4年には長期営農継続制度が廃止され、新たに30年間営農という生産緑地へと移行したところであります。しかし、都市化の中でも農業に対する期待は、高齢化社会の中や地場産業への需要などもあり、また健康指向などもあり高まっているところであります。

こういった社会状況の中で、都市農業のあり方については市長はどのようにとらえているのかお伺いしたいと思います。

2点目といたしまして、最近では家庭でできる野菜づくりの本や、ベランダでつくられる野菜づくりの本など小スペース、小空間での野菜づくりなどマスコミなどで取り上げられております。また、自分でつくる野菜の安全性やさまざまな角度から楽しま

れていますが、家庭でできる小農園の普及等についての考え方についてはどのように考えているのかお願いいたします。

次に、3としまして農業者の野菜づくりの手法を市民に伝えて、市として取り入れる関係についてもどのように考えているのかお願いをいたします。

続きまして、指定管理者制度についてでございます。

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度が創設されました。今までは公の施設の管理については市が直接管理運営を行うか、管理を委託する場合でも公共団体等に限られておりましたが、法改正により市が指定した民間事業者や団体等にも任せることができるようになりました。指定管理者制度を導入することにより民間事業のノウハウやアイデアを活用して、各施設で住民サービスの向上やコストの節減等が図れるというものであります。

また、公の施設については改めて施設のあり方を再点検し、指定管理者制度の活用を検討していくということでもあります。しかし、その内容も広範囲であり、利用団体や各種団体の一部から不安の声が出ております。この事業は既に開始しているものもあり、また今後取り組むものもあり、市長はどのようにとらえているのかお願いをいたします。

2といたしまして、公共の利用に当たって、公共利用施設についてはそれぞれ無料、あるいは有料というものがあありますが、これらについても市長はどのようにとらえているのか、公共施設の利用料金等の考え方についてもお願いをいたします。

3といたしまして、シルバー人材センターへの影響でございます。先日シルバー人材センターの方々と話す機会があったのですが、今回の制度で民間参入がしてこられたら太刀打ちができないというふうな話を聞いております。高齢者の仕事の内容や影響等について、シルバー人材センターへの影響等について、市長はどのように考えているのかお願いをいたします。

続きまして、学校教育についてでございます。

学校体育施設の改良等についてでございます。市内の小学校のトラックロープについて、本年度の予算委員会でもトラックロープの危険性を指摘しましたが、その後すぐに補修をしていただいた経過もあります。

しかし、その後利用者や各種団体からも話を聞くと、野球をしていてもスライディングをするときからんだり、サッカーのときにつまずいたり、かなりの割合で問題点を指摘される声を聞きます。また、さらに大雨で砂が流れてコースロープが浮いてしまったり、同じような現場になってしまうというふうなお話があります。

また、トラックロープを配置していない学校もあり、校庭のあり方等についてもさまざまでございます。校庭のトラックロープの設置やあり方についてはどのように考えているのかお願いをいたします。

また、校庭のコンクリートボード、投てき板についてでございます。最近新設校とかがいろいろなところの学校を見ますと、かなりの割合で投てき板、コンクリートボードみたいなものが導入されているのですよね。

一つには野球での的当てであったり、サッカーのゴールであったり、子どもが遊ぶ

ときにどうしても校舎や体育館の壁にボールをぶつけてしまうというふうなことがあるのですが、少しでも物を大切にするというふうな観点からも必要な設備ではないかなというふうに思うのですが、市内の学校で導入しているケース等について、状況等についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。田村議員さんの御質問にお答えをいたします。

都市農業についての1点目、都市農業の現状ということでございます。戦後、都市化の進展とともに田畑は減少し、農家そのものも減少してまいりました。農家台帳によりますと、5アール以上の農地を耕作している農家戸数は、昭和50年には318戸ありましたが、平成17年には67戸に減少しております。また、耕作している面積も約77ヘクタールあったものが約17ヘクタールへと、当時の約23%にまで残念ながら減少してきておまして、これは農業者の高齢化、あるいは後継者不足や相続による農地の分割及び狭小化に伴うものと考えております。

2点目の家庭でできる小農業の普及でございますが、御家庭でプランターなどを使い野菜づくりを楽しんでいる方も多いと思います。プランターでの栽培のほか家庭菜園で野菜などをつくりたいと希望される市民の方も多く、市内の5カ所ある家庭菜園はどこもいっばいの状況でございます。家庭菜園の拡充につきましては、現在、市内には未利用農地はなく、耕作放棄された農地もありませんので、現状ではこれ以上の拡充はできない状況でございます。

一方、プランターでの野菜などの栽培は家庭のベランダなど日当たりのよいところであればいろいろな野菜などを栽培でき、食卓に彩りを添えることもできまして、収穫の喜びや食べ物への感謝、ひいては農業や緑化への関心につながるものと期待をしているところでございます。

3点目、小農業に農業者のノウハウを取り入れる考えはということでございますが、昨年JAあきがわで「プランターでのミニ農園づくり」というイベントが行われ、29家族、66人の方が参加したとこのことでございます。家庭で手軽に野菜の成長を観察でき、また収穫を喜び、新鮮な野菜を味わってもらうことにより生命や食、物を育てる大切さを実感することは大変有意義なことだと思っております。

ただ、プランター栽培となりますと、規模的なものや土壌、消毒方法など、農業者が生産出荷栽培として行っているものとは大分かけ離れたものとなりますので、ノウハウの伝授等につきましてはなかなか農業者からは難しいところがあるようでございます。

なお、JAにしたまでは年4回季節ごとに機関紙を発行しておりますが、その中には農業者向け情報と一般向け情報がありまして、一般向け情報の中には「プランターでできる野菜づくり」のページもあり、機関紙の内容はJAにしたまのホームページからも見ることができますので、今後JAにしたまとも連携を取りまして、広報などもしていきたいと思っております。

次に、指定管理者制度についての1点目、現状ということでございます。指定管理

者制度の導入の判断は平成18年8月までに行うこととされているため、平成17年12月実施の民間の調査、これは三菱総研が行った調査でございますが、全国でおよそ7割の自治体が指定管理者導入指針を策定しているとの結果が出ております。

指定状況では、財団等公益団体が48.9%と最も多く、民間企業等の14.1%を大きく上回っております。また公募、選定につきましては平成17年度である程度落ち着きますが、18年9月以降も一定数実地される状況も明らかになっております。

福生市では、本年4月から福生市営駐車場及び福祉センターに指定管理者制度を導入いたしました。なお、導入の効果等につきましては、今後1年間の実績報告等に基づき検証を行い、明らかにしてまいります。利用者へのモニタリングシステムの導入、運用につきましても評価に際しての重要な要素となるとの認識から、導入に向けて現在検討を進めております。

他の公の施設につきましても、設置理念や将来的なあるべき姿を十分検討し、市民サービスの向上を図りつつ効率的、効果的な施設運営のあり方について、一定の方向性を求めるための検討を進めております。

本定例会では、児童館及び児童館併設の地域会館へ指定管理者制度を導入するための条例改正、福生市児童館条例及び福生市地域会館条例の改正案を提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目の公の施設の利用料金の考え方についてでございますが、使用料につきましては、それぞれの施設の設置目的、市民福祉向上の目的等を考慮いたしまして、条例により定めていただいております。

使用料、あるいは手数料の適正な金額ということについては、第4次行政改革大綱でも使用料、手数料の見直しとして取組事項に掲げ、公共性や日常生活上の必要性、民間での同様なサービス提供の状況等、社会状況等の変化を十分考慮し、適正な受益者負担について研究していくこととしており、行政改革の一環として使用料、手数料及び減免規定について定期的な検討、見直しを進めてまいります。

なお、指定管理者制度におきましては、地方自治法で定められている管理する施設の使用料を指定管理者の収入とすることができる「利用料金制」を採用するかどうかということも判断することになっております。

福生市では、福生市営駐車場について利用料金制を採用し、使用料がすべて指定管理者の収入となることとしております。利用料金制では指定管理者の運営意欲の高揚が図られ、また市としては運営についての経費負担が軽減されるというメリットがございます。利用料金制を採用した場合におきましても、施設の使用料は条例で定められていることには変わりはなく、定められた上限の中で指定管理者が判断していくこととなります。

次に、3点目のシルバー人材センターへの影響でございますが、指定管理者制度は公の施設について、建物の維持管理からその施設を活用した事業実施等まで、従来行政が行っていた部分を民間等が担う制度であり、指定管理者の下での施設運営においても現行の受付業務等付随する業務を受託することは可能であると考えております。また、指定管理者候補者選定の際には、地元雇用につきましても配慮していただくよ

う要請をしております。

なお、シルバー人材センターがみずから指定管理者候補者になることも可能でございまして、主体的な取り組みによる経営基盤の強化等自主的経営を進めていただければとも考えておりますが、そのための支援もできるだけ進めていきたいと思っております。

次の学校教育については教育委員会から答弁いたします。

以上で、田村議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 田村議員さんの御質問にお答えをいたします。

学校教育について、学校、体育施設の改良等についての御質問をいただいております。各学校の体育施設の設置及び整備に当たりましては、学校施設整備指針に基づき教育的環境の向上を旨として整備をいたしており、屋外運動場につきましても各種運動等の実施に支障のないよう学校とも相談をし、学校要望も聞き入れながら整備をいたしているところでございます。

御質問の1点目、校庭のトラックのコースロープについてでございますが、約15年ごとに各学校の校庭改良を実施いたしておりますが、校庭改良を実施する学校がどのような方法で授業や行事を行い、その授業等を円滑に実施していくためにはどのような校庭に整備をするのかなど学校からの意見を参考にしながら整備をいたしております。

したがって、各学校の校庭改良の時期や学校からの意見も異なっておりますことから、平成7年度には校庭改良をいたしました第四小学校では、学校と相談の上トラックにコースロープを設置し、その後平成14年度にはコースロープの張り替えも行っております。

また、平成17年度に校庭改良いたしました第三小学校では、学校とも相談をし、校庭での利用目的にあわせ異なった色のポイントマークやラインマークを設置をし、特にトラックへのコースロープは設置しない形で整備がされております。

今後も校庭改良を実施いたします際には、学校運営に支障のないよう学校と相談をさせていただきますが、学校開放など地域との連携もございまして、地域住民の皆さん方の利用についても学校との協議を進めながら計画をしていければと考えております。

第2点目、校庭のコンクリートボード、または投てき板といわれております設備の設置やその利用状況についてでございますが、現在設置をいたしております小学校は第五小学校と第七小学校の2校でございます。

第七小学校では校庭の田園通り側、南西部分に以前から木製の投てき板が設置されており、平成15年度の校庭改良時に高さ3メートル、幅8メートル、厚さ約23センチメートルのコンクリート製に改修をされております。学校の投てき板の利用状況は、体育の授業でのサッカーの練習や、休み時間でのボール投げ遊びに利用されているとのことでございます。

現在、他の学校からは設置する場所や設置後の安全面などのことから、特に設置の

要望はございません。いずれにいたしましても、学校の施設、設備につきましては、学校とも十分協議の上取り組んでまいりたいと存じます。

以上、田村議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○13番（田村正秋君） それでは、再度質問させていただきます。

今、御答弁いただきましてありがとうございます。まず1点目の都市農業の問題なのですが、今市長が言われたとおりだと思います。福生市の土地の中で農業、本当に厳しい状況だなというふうに思うのですが、ただ、最近都市農業の扱いということで、いろいろと農林水産省なんかもこういったホームページを出していたり、もうそんな広い範囲での農業というふうなことはもう考えられないというふうな中で、やはり今まで農業に携わってなかった方も、あるいは最近では高齢者や障害者なんか向けにもいろいろなサイトの中で「楽しみながら農とともに暮らす生活」というふうなこともいろいろな本とか、いろいろのページの中で出るわけです。最近の都市農業の振興というふうなことで、これは農林水産省の方で出しているホームページなのですが、都市農業のあり方というのはやはり市民参加ということで、いろいろな方々と企画の中からつくっていく喜び。先ほども言いましたけれどもプランター農園とか、本当に屋上、今緑化の関係なんかも含めて環境問題とか、新エネルギービジョンとかいろいろな形で環境問題について非常に関心を持つ時期になっております。

そんな中でも、やはりこれからの子どもたちとの関係の中で、あるいは作物をつくる喜びとか、作物を育てる喜びとか、安全性の問題とかさまざまな角度で交流推進、あるいは触れ合い交流整備計画みたいなものを農林水産省の方がいろいろと企画とか出しているのですが、当市においては今後大きな農業というのはもう非常に難しいと思うのですね。やはり屋上でのプランター栽培とか、あるいはベランダでのそういう栽培とか、つくる喜びみたいなもの、そういったものも含めまして今後やはり考えてもらいたいと思うのですが、理事者としてはこれからの都市農業のあり方についてはどのように考えているのかお願いします。

続きまして、指定管理者制度の関係なのですが、先日、公民館の集いというところに出席をさせていただきまして、その中でいろいろな各種団体の方が来ておりまして、話があったのですね。一つは社会教育の問題、あるいは体育利用の関係の問題なんかについてもいろいろ話があったわけですが、やはり今回の指定管理者というのは非常にすそ野が広いなというふうに思うのですね。

それで、今まで利用に当たってもずっと減免のところもありましたし、あるいはもうずっと有料で使っているところもあるのでよすね。ただ、今後いい面と悪い面が多分これは両極端に出てくると思うのですね。

先日も、日曜日なのだけれどもグラウンドが空いているわけなのですよね。ところが、システムとして前日に予約しないと貸してくれないとか、今空いているから貸してほしいと言っているのだけれども、それはだめだと、こういったのも一つの弊害ではないかなというふうに思うのですね。

それとあと学校の、各小・中学校ですか、中学校はよくわからないのですが、小学校なんかでも体育館の利用については、これは体育館照明なんかについてはずっ

と無料なのですよね。それで大人が使っていてもたしか無料だと思うのですよ。ところがグラウンドの夜間利用についてはちゃんとこれは有料になっているわけですよね。確かに子どもたちが絡むボランティアとか、そういうものについてはある程度理解していただいて減免というのはいいと思うのですけれども、ただ、大人が使っているバレーボールとか卓球とかいうことなんかについても、もうこれは一つにはある程度カウントされてもいいのではないかなというふうに思うのです。

それで、この間も公民館の集いの中でいろいろな方々が話があったのですが、やはり一つの社会人として使う分については、この有料、無料という問題についてははっきりできないかなという話がありました。その中で、やはりこれからの文化施設とかさまざまな施設の公民館利用なんかについては、当然光熱費がかかってくるわけですが、公民館は心の学習の場だから、これは減免にしてほしいなというふうな強い意見なんかもありますので、ある程度精査、検討していかなくてはいけない段階にきていると思うのですね。

僕としては、穏やかな流れの中にそういった考え方を盛り込んでいただきながら、少しずつ市民との対話集会の中で盛り上げてもらいたいと思うのですが、企画財政部長としてはその辺はどのように考えているのかをお願いします。

それと、先ほどシルバー人材センターの関係なのですが、雇用の確保ということで市長の方からお話がありましたけれども、ぜひシルバー人材の方の仕事については確保していきたいというふうなお話にも受け取っているわけですが、ただ、今後仕事のあり方、仕事の出し方みたいなものについては、随意契約とかいろいろ入札とかあるわけですが、今後はシルバー人材センターなんかについても入札制度の仕事の受給みたいなものも考えられるのかどうなのか、その点につきましてもお願いをいたします。

それとあと、今回いろいろな、まだ我々もちょっと研究不足なのですけれども、民間にとりあえず委託するとしますよね。そして、民間というのは一つの経済効果で生きているわけですよね。ただ、今非常にシビアで、民間企業というのは売り上げが落ちたり、ちょっと経営がおかしくなると会社を撤退していってしまうとか、そういった不安なんかもあるわけですが、そういった問題についても検討されているのかどうなのかをお願いをいたします。

それと3点目なのですが、学校関係のこと、先ほどのコースロープにつきましては、既に三小についてはコースロープをやめてポイント方式、ポイントのマーキングで活用しているというふうな話がありました。

最近のいろいろなサイトの中で、学校校庭の安全性、危険性というふうな問題の中でもいろいろと書き込みなんかでもあるわけですが、実際にけがをしてしまっているというふうなケースもあるのですね。

それで、私も予算委員会的时候には福生四小のことで質問させていただきましたけれども、もう20年、30年も前からコースロープが使われていて、野球をやっているときに2塁から3塁へスライディングするときにもう既にそこでからんでしまって浮いてしまうのですよね。いつも補修していても必ずそういった場面というのに出く

わすのです。

それで今回、予算委員会の後にまた補修もしていただいたのですけれども、ただ、補修してもまた砂が浮いてしまって、なかなか思うようにいかないというのが現状かなというふうに思います。三小の方はちょっとまだ私もよく見ていませんけれども、ポイント方式でやっているということで、これに向かって進めてもらいたいなというふうに思うのですが、その辺の今後の改良、特に校長と話をしているというふうな話があったのですけれども、やはり利用団体の、利用団体は毎週使っていますよね。社会教育なんか。そういった人たちの話を多少聞くというふうな話なのですが、今後やはりそういった利用者の声をもう少し聞いてもらいたいなというふうに思うのですが、部長としてはどのようにとらえているのか、お願いいたします。

それとあと、校庭のコースロープを整備する際にどうしてもトンボが、トンボで整備するわけですが、先週も校庭の整備をしていましたら、もうトンボがめちゃくちゃに壊れているのですね。

それで前に言ったときにはすぐに直してやってもらっていたのですが、あまりにも木製のトンボが多くて、我々も会派でも要望していたのですが、やはり塩ビのブラシみたいなものが二、三点あれば非常にいい整備ができるということで、そんなに高くはないですね。こちらにスポーツ屋さんもいますけれども、1万5000円ぐらいで1本買えるわけですから、そういったものの導入についてもなかなかみられないのですが、その辺の導入の方法についてもどのように考えているのか、お願いいたします。よろしく申し上げます。

○生活環境部長（吉沢英治君） 都市農業の今後のあり方ということで再質問をいただきました。

御案内のとおり、現在、市内には広い遊休農地、あるいは耕作放棄された農地はなく、また農地の多くは生産緑地、あるいは納税猶予農地となっております。直接農業者が耕作する必要があるという状況下にあるかと思えます。

一つの今後の考え方といたしまして、隣接の市町でも実施をしておりますけれども、体験型農園というのが実施をされてございます。農業者の指導のもと、利用者が農業を体験する農園として、農業者の団体も大変関心を持っているとのごことでございますけれども、当市におきましては現在、実施を申し出ていただける農業者はいない状況でございます。今後は農業委員会の会議の中で投げかけてまいりたいと、そんなふうに思っているところでございます。

また、瑞穂町で体験型農園、1カ所開園するということでございますので、今後参考にしながらそういったことに方向性を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、指定管理者の関連でございますけれども、まず減免等についての考え方でございますが、現在、施設ごとの設置目的等から使用料の減額、あるいは免除等の取り扱いに差異が生じていることも事実でございます。

このため、第4次の行政改革大綱及び推進計画におきましては、適正な受益者負担の観点から、また指定管理者制度の導入の際には使用料の減免に対する基本的な考え

方、統一的な指針というものも必要となりますので、施設使用料減免の取り扱い等の適正化に向けて全庁的に検討を進めることといたしておりまして、一定の方向性を見出していききたいと、そのように考えております。

続きまして、シルバー人材センターの関連で入札制度は考えられないかということの質問でございます。高齢者の雇用確保の観点、あるいは契約の透明性の確保の観点、この両面から契約のあり方を今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、3点目の民間企業につきましては利益追求に走ることが多いけれども、もし利益が上がらなければ撤退する可能性もあるが、この可能性への考え方でございます。この指定管理者につきましては、広く門戸を開放いたしまして、民間の活力を導入して施設管理運営の効率化を図ることを目的といたしておりますことから、利益を生み出すことと公益のバランスというものが行政としての指定管理者制度の導入時の懸念事項でございました。

指定管理者制度は、官民連携の精神に基づいて質の高いサービスを低コストで実施することによりまして市民サービスの向上、あるいは財政コストの削減、またはビジネスチャンスの拡大といった市民、行政、あるいは民間事業者がそれぞれ利益を得る関係を築くことも一つの目指すべき方向であると考えられます。

その関係の構築のためには、民間事業者が公の施設趣旨についての深い理解のもとに地域住民の福祉向上を図ること、また運営コストの削減とサービスの向上について努力することが重要でございまして、行政と指定管理者が相互に信頼し、協力することが重要でございます。

そのために適切な競争条件のもと、適切な事業者を選定し、適切な官民のリスク分担のための詳細な協定書の締結、そして行政と指定管理者の協力体制を構築し、懸念事項を排除をしてまいりたいと、そのように考えております。

なお、指定管理者との協定におきましても、事業報告書による事業実施状況の検証、あるいは改善勧告の規定や指定期間満了以前の指定の取り消しに関する規定も設け、万全を期してまいりたいと、そのように考えております。

○教育次長(吉野栄喜君) それでは、学校の校庭の御質問をいただいております。1点目の校庭のトラックのコースロープについてでございますが、校庭の設備につきましては学校での授業、行事に支障がないように整備することを基本といたしております。

今後、この基本によりまして学校の授業等でのコースロープの安全面や利用面などにつきまして調整をする中で、安全面で補う必要がございましたら改善対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから2点目でございますが、利用者からの意見の取り入れをしたらどうかという御意見でございますが、教育委員会におきましては学校開放にかかわる登録利用団体への説明会を毎年3月に開催しております。その中では、学校の利用に関しまして各団体からの御意見はございませんでしたので、意見はないというように理解をしているところでございます。

それから、3点目の学校にございますトンボのぐあいが悪いということでございま

すが、トンボとブラシにつきましては平成17年度当初、寄附をいただいたものがございまして、それを各学校に配置をしております。まだ、1年でございますが、木製でございますので不具合が生じることもあろうかと思っております。そのような場合適宜修繕をして対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○13番(田村正秋君) それでは、1点目の都市農業の観点なのですが、今市長も部長の方もお話がございましたとおり、大変厳しい農業だと思っておりますが、やはりこれから子どもたちの情操教育や、あるいは高齢者の生きがい対策、あるいは障害者の生きがい対策というふうなことで、非常に今注目を浴びているものだと思います。ですから今後ぜひ都市農業に向けてはいろいろな角度で取り組んでいただきたいというふうに思います。この点につきましては要望とさせていただきます。

それとあと、指定管理者制度導入というふうなことなのですが、ぜひ、今部長の方からのお話があったのですが、市民への公正性、あるいは利益性というふうなことなのですが、今後は公共施設の、――先ほどもちょっと質問させていただいたのですが、利用のあり方なんかについても、今までは申請主義ですか、とりあえずはきょう空いているものがすぐに借りられるとか、たしかテニスコートは空いていればすぐに貸してくれたらと思うのです。ただ、この間ちょっと野球場が空いていたから貸してくれと言ったら、もう申請しなくてはだめだというふうなことがあったのですけれども、そういう精査みたいなことはしたことがあるのですか。ちょっと僕もすべて知っているわけではありませんけれども、テニスコートはたしかその日に行ってすぐ貸してくれると思うのですね、管理者がいて。ところが、野球場の方はその前日でないのだめだというふうな、そういう精査みたいなことについてはしたことがあるのかどうなのか、もう一度お願いします。

それとあと、シルバー人材センターの関係なのですが、この関係についてやはり雇用が目的であるから、やはりそういう団体については今ある仕事の関係の中で進めていきたいというふうなことでの答弁でよろしいのでしょうか。もう一度お願いします。

それとあと、体育施設の関係なのですが、整備に当ってはやはり今利用団体、たしか登録団体のときには、あれはもう行ってもただカードの交付というふうな中で、非常に忙しい中みんな行くわけですよ。それで行って書き換えだというふうなことで、それで会議をもって、それでもう何か御意見ありませんかというふうなところでいっているから、そういうスタンスでは、わりかし意見が聞けるようなスタンスではないのですね。時間ではないのですね。

もう少しなんか違う角度からの利用者団体の意見、あるいはPTAの方々の意見とか、そういったところでの集約みたいなものもいいのではないかなと。確かに僕も登録団体の方に行って会議を受けたことがあるのですが、みんな忙しくて、ただカードを取り返るために行って、それでそのついでに何か御意見等がありましたらと言ったら、みんな意見はないのですよね。だから、そういう設定ではなくてもう少しPTAの人たちとか、あるいはこういう利用に当っての、例えば体協を通してそれぞれの、少年野球とかあるじゃないですか。そういったときの方がより意見が活発的に出るのではないかなというふうに思うのですけれども、ただあの団体だけだと絶対意見は出

ないと思うのですね。

ですから、学校だけではなくてもう少し市民の声を聞くようなスタンスのあり方みたいなものももう少し考えてもらいたいと思うのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。もう一度お願いします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） シルバー人材センターの関係でございます。先ほど再質問の際に答弁させていただきました関連でございますけれども、高齢者の方へ雇用の確保の観点、また契約の透明性の確保の観点、この両面から種々検討させていただきまして、こういった両面を進めていくということになりますと、やはり現時的な部分での対応ということになってまいるのかなと、そんなふうには現在では考えております。

○教育次長（吉野栄喜君） 2点御質問いただいております。1点目ですが、加美平野球場でしょうか、野球場、当日空いていたのに借りられなかったということですが、現在、各施設、当日空いていれば貸し出しをできるような体制をとってございます。

たまたま当日の加美平野球場、申込者がいたという中で、そこを使用しなかったという状況のようでございます。

それからもう一つ、先ほどの学校の使用ですが、これは登録団体でございますので、今のところ登録団体以外使うということは、今のところはないかなというふうに思っていますので、登録団体の方から意見があればというふうに、そういうふうに考えてございます。

○13番（田村正秋君） それでは、要望させていただきます。

今回の指定管理者制度の関係については、ここでスタートして、今部長からも答弁ありましたけれども、いろいろな団体からいろいろな意見があると思うのですよ。ただ、やはり最終的には市民サービスの向上というのが基本だというふうに思いますので、ぜひその辺につきましてもよろしくお願いします。

それと雇用の関係、シルバー人材センターの関係の中では、やはり高齢者の方、なかなか仕事がないというふうな角度から、この雇用の確保についても以前と同様な形でも検討していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりますので、ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、14番大野悦子君。

（14番 大野悦子君質問席着席）

○14番（大野悦子君） 4点につきまして一般質問をさせていただきます。

1点目、SPコードについて、2点目、家庭菜園について、3点目、農業委員会関連について、4点目、輝き市民サポートセンターについてです。

1点目のSPコードにつきましては、SPコードを広報等に取り入れてほしいということについてお尋ねをいたします。SPコードは既に御存じだと思います。視力に障害を持った方がこのコードを読み取る専用の機械に通すと、文章を読み取り、話してくれます。男性、女性の声や、あるいは聞き取りやすい話のスピードを変えることも可能です。

障害を持つ方の支援につきましては、基本的には自立の援助だというふうを考えております。多様化し、スピード化する社会環境にも取り残されることなく市民生活ができるよう、そしてできるだけ自立ができるような援助策の一つとしてこのSPコードを広報等市からの情報提供物に対してつけてほしいということでお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

市でも声の広報、あるいは市議会だよりのカセットテープのサービス等もありますけれども、今、日本視覚障害者情報普及協会がこのSPコードを全国展開しています。西多摩でもこのSPコードによる新しい情報提供キャンペーン「紙が話す」が既に始められています。市へも多分さまざまな資料が届けられていることと思います。区部でも障害者福祉のしおりやバリアフリーマップ、障害者のための窓口案内、駅周辺地図等福祉関係を中心として、また三多摩でも福祉関係を中心に広報への使用等も検討されているところもあるようです。

福生市でもこの広報等へのSPコードの使用をぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。このことについてはお金もかかりませんし、手間もさほど必要ではありません。やろうと決めたらすぐにできることではないかと思えます。

次に、2点目の家庭菜園につきまして、この春は利用者の更新のときでした。市民からの問い合わせをきっかけに担当の方ともいろいろと話をさせていただきました。いろいろと整理をする意味も含めて質問をさせていただきます。

市民から大変人気のある家庭菜園について、まず状況についてお伺いをいたします。利用者の募集期間、それから利用時期というか期間、現在はいつからいつまで、どのようになっているのでしょうか。

作物の種類にもよりますけれども、通常、春の種蒔きは彼岸のころを目途に計画が立てられます。役所のシステムからいくと、4月から始まって3月が年度の締めくくりということになります。このあたりではおおむね12月で収穫を終え、畑をきれいにし、土を休ませ、寒の虫干しをし、春の種蒔きにそなえます。役所の年度システムでなく種蒔き時期に合うような配慮というか、工夫はどんなふうに行われているのでしょうか。

それから、更新時の整備について。更新時には1枚の畑全体をたくさんの方が使っているわけなのですけれども、どのように整備がされているのか、区画や番号、あるいは借り手がそれぞれのやり方で約2年間使用していると思えますけれども、例えば連続して借りられる場合、抽選に当たったような場合、肥料等いろいろ個人個人でやっていらっしゃると思えます。そういうときに同じ場所についての希望等があるのかとか、そこら辺のことについてお伺いします。

次に、3点目の農業委員会関連につきまして、これは農業委員会や農業者等いろいろなかわりをもっと持っていただくことができないのか、先ほど田村委員の方からもちょうとそのような話が出ましたけれども、そういう意味を含めましてお伺いをしたいと思います。

例えば家庭菜園につきましては、借り手がそれぞれの思い思いにやっていらっしゃ

ることと思いますが、せっかくやるのなら種蒔きから育て方、あるいは収穫までちょっとしたコツなり知識、技術を指導していただくことによりうまく育てたり、収穫につながっていくことと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、市内でも農業に携わっていらっしゃる皆さんと話をする機会があります。市内では少なくなった限られた農地で花や野菜などを一生懸命に農地を守り、耕していらっしゃる皆さんです。そのような方々と春と秋の植栽、花いっぱい運動ですけれども、それや、農地ウォーク、昨年始めて11月に実施がされました。このような機会に農業従事者の皆さんと触れ合い、話を聞くことができる貴重なときだというふうに思っております。そこでこれらについて一緒に作業をしておりますけれども、これらについてももう少し詳しくお聞きをしたいと思っております。

まず、花いっぱい運動につきまして、ことしも楽しみにしていた春の植栽が5月23日に行われました。庁舎の新築工事のため市役所の周りと入口の植え込みができず、市営プールの西側と、それから牛浜駅周辺でした。当日ですけれども、農業委員さんたちやグリーンクラブの皆さん、ボランティアで楽しく汗を流しました。

このことについては、もっと拡大をすることができないのかとずっと思っているのですけれども、なかなか現実になりません。先日の植栽のときには始めて牛浜の駅の方に行ったのですが、道すがら、車に乗せていただき、田圃通りや、あそこは上水にかかった橋、熊野橋でしょうか。あの近辺を通りながら大きな街路樹の周りが草だらけになっているのが目につきました。こういうところも整備すれば花の植え付けをすることができるのにな、と思いながら通りました。

この花いっぱい運動は平成2年ごろから始められたと思っております。十数年経ち、見直しを考えていただくということで、17年の7月の広報で市民会議を立ち上げようということで募集をしましたけれども、応募がなかったというふうに聞いておまして、大変残念だというふうに思っております。たった1回の募集ということですが、せっかく見直しのための取り組みということで始めたことなので、ここら辺も含めてこのことについてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、農地ウォークについて、昨年秋に農業委員会、JAにしたま、市内農業者の共同で農地ウォークが行われました。参加者からは大変好評でありました。市内農業者の皆さんの大変な御協力を得て実現できたというふうに思っております。

好評のこの企画、今後の予定についてお伺いをしたいと思います。初めてのこの企画はたまたま11月末、収穫にはちょっと遅いでしょうか。収穫しているものもありました。例えば1回目は秋だったのですけれども、春の種蒔きの時期、あるいは前回は熊川方面を中心にかなりあちこち家庭菜園、それから個人の農業者の方、野菜をつくっている方、花をつくっている方、いろいろなところを回らせていただきました。福生方面にも農業者の方はたくさんいらっしゃるわけですが、これらのことを考えても、例えば回数をふやすこともできるのではないかと、いろいろ思いますけれども、お考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

また幅広く、例えば食育とか、あるいは地産地消とかいうことに関わってきますけれども、当日参加されたのはベテラン主婦の方々が多くいらっしゃいました。当日は

野菜の収穫の説明も含めて調理法まで、農業従事者の男性の方々からたくさんのお話を教わり、大変皆さん感心をしていらっしゃる様子でした。もちろん参加された方々は食にも当然関心のある方であったというふうに思います。

幅広く食を考えた場合、作物を育てることから大切にむだなく、効果的に食すること、あるいは調理をする方法だけでなく、生産者の方々にそれらにもっと加わっていただけるのではないかとというふうに思いました。

福生のように残された貴重な畑を耕していらっしゃる皆さんにそのようなお話を聞く機会というふうなことは大変貴重だということに思っておりますので、もっとそういう意味での農業従事者の方々とかかわる機会をぜひふやしてほしい、もっとかかわってほしいというふうな思いからお尋ねをいたします。

次に、輝き市民サポートセンターにつきまして、これは前回と同じようにその後の経過について、それからいろいろな企画も積極的に今行われていますけれども、そのPRをどんなふうなことでされましたか、会報だとか、センターでの相談業務だとか、いろいろやっっているようです。それから、利用状況の推移等についても教えていただきたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 大野議員さんの御質問にお答えをいたします。

1点目の市の広報等にSPコードを取り入れる考えということでございまして、お話にありましたように、このSPコードというのは最近ではすっかりお馴染みになったものでございますけれども、商品や書籍に印刷されているバーコードを発展させまして、1辺18ミリ四方の切手大に縦・横の極小のバーを組み合わせた二次元コードということになると思います。

縦と横の両方向に情報をもつ二次元コードのため、従来の1方向だけのバーコードより情報密度が高く、1つのコードに約800文字相当のテキスト情報を書き込むことができまして、専用の読取機によって音声変換して内容を聞くことができるというものでございます。

以前からSPコードの話は聞いておりましたけれども、このほど私も現物を見たり、また再生をしたりしていろいろ試してみましたけれども、視覚障害者にとってはまた一つ便利なものができたというのが率直な印象でございます。

広報、あるいは他のお知らせ等に利用するよう、担当にいろいろ研究してもらいましたけれども、経費的な部分では、開発元である日本視覚障害者情報普及支援協会が普及促進のため、文章をSPコードに変換するソフトを現時点では無料配布しておりますので、印刷等の経費しかかからないわけですが、読取機の普及がしておらず、社会福祉課で担当しております重度心身障害者の日常生活用具の給付品目に該当しておりまして、無料で使えるわけですがけれども、今のところ毎年1件ずつということで、計3名の方しか市内で持っていないようでございます。市の方への請求はないようでございます。

また、読取機の構造上、用紙の四隅の部分にコードを印刷することが必要であると

か、ある程度腰の強い用紙が適するので、広報紙に直接印刷することに難があること、またコードへの変換元の文章の構成によって音声変換が不自然になるということがあ  
るようでございます。

したがって、「広報ふっさ」に限っていえば、改行に伴う間の取り方や表組みの文章、さらに特殊な用語の読み上げにおいて、専門のナレーターが生の声で読み上げる「声の広報」の方が現段階では自然さ、あるいは正確さにおいて勝っているようでございます。

しかし、文章の種類によっては効果を発揮するものと思えますし、障害者の方が利用上の選択肢を広げることも大切なことだと思います。また、機器の改良や普及も今後進むことと思えますので、導入につきましては今しばらく様子を見ながら、可能なところから進めてまいりたいと思えます。

それから2点目、家庭菜園についてでございますが、現在、市内には5カ所、410区画の家庭菜園がございます。菜園の利用期間は23カ月でございます。そのうち4カ所は今年4月、残る1カ所は来年4月が使用者の切り替え時期でございます。

使用者募集の時期でございますが、平成18年度分につきましては、今年の1月15日発行の「広報ふっさ」によりまして利用者の募集を行い、2月初旬に抽選によりまして使用者を決定いたしました。また、来年切り替えのものについては、来年1月1月に募集をして、4月から使用していただく予定になっております。

更新時の畑の整備につきましては、区画割ロープや杭及び番号札の取り替えと、外柵で傷んだ部分の取り替えを実施しております。使用期間は4月1日から翌々年の2月末日まででございます。3月1日から3月20日までの間に菜園の整備工事を実施して、4月前に整備工事が完了した場合には、期間前からでも使用をしていただいております。

なお、家庭菜園の管理運営につきましては、使用者の方たちで家庭菜園ごとに使用者協力会をつくっていただき、使用者の親睦や菜園全体の管理運営をお願いしております。

3点目の農業委員会関連についてでございますが、農業委員会に直接関連する部分については、委員会の方からお答えをいたしますが、私の方から花いっぱいに関係する部分についてでございますけれども、花というのは心の安らぎ、あるいは癒し、あるいは心のゆとりといったようなものから考えますと、大変大事なものだというふうに思っております。そんなことから、市では花いっぱい運動を、市民の皆様の御協力をいただきながら春と秋の2回実施させていただいております。

花いっぱい運動は、平成2年から実施しておりますが、十数年経っております。ことしの春の花いっぱい運動では、5月15日から6月4日まで、96団体の皆様方が市内各所に植栽を行っていただきました。お話をいただきましたように、メインで行ったのは、参加者の皆さんに市営プール西側、牛浜駅東口に分かれまして植栽を行っていただいたところでございます。

御指摘の多摩川沿いのプール横での植栽の見直し、あるいは街路樹の周りの植栽など多くの改善点があろうというふうに思っております。平成17年度7月には広報で、

そんなことから、関心をお持ちの市民の皆様方にお集まりをいただきまして、花いっぱい運動市民会議の募集をしようと思ったのですが、残念ながら応募がなくて、市民会議として立ち上げることはできませんでした。

花いっぱい運動というのは、行政の「こうしよう、こうしなさい」といった運動というよりも、花の好きな市民の皆さんや生産者の皆さん、そして行政が加わる形で進めることが望ましい事業であると、そんなふうに思っております。

昨年度、市民会議への応募がありませんでしたので、市では現在、花いっぱい運動に御協力をいただいている団体に対しましてアンケート調査を実施いたし、集計ができましたら、調査結果の報告と合わせまして意見交換会などをことし中に実施しながら、今後の参考にしつつ今後の展開を考えていきたいと、そんな進め方をしたいと思っております。

それから、輝き市民サポートセンターのお話をいただきました。その後の経過ということでございますが、17年10月1日に輝き市民サポートセンターを開設させていただきましたけれども、ちょうど8カ月が経過したところでございます。開館初年度につきましては、環境整備と事業の促進を図っていくことを目標といたしまして事業を推進してまいりましたが、施設面では身障者や高齢者の方の御利用を考えたトイレの改修が必要なこと、事業面では情報収集、情報提供面が不十分なことなどが明らかになってきておりました。

そこで、2年目の平成18年度の目標といたしまして、ただいま申し上げました明らかになった問題点や課題の克服と同時に、事業の具体的展開と新たな課題への着手ということを目指し、公益活動を始めようとしている方をサポートするための事業と、既に公益活動をされている団体の支援の強化と育成、そして市内で公益活動をされている団体の情報収集とデータベース化などの実施を予定しております。

第2点目の規格やセンター業務のPRの話でございますが、まず事業企画として市民活動の条件づくり、環境づくりを目的とした啓発講座、養成・支援学習会、相談・アドバイス等を開催するなど当初の計画に基づき各種事業を実施いたしました。

これらセンター業務の周知といたしましては、開設に当り市広報紙や市ホームページによる周知を初め、マスコミ・新聞紙上での紹介、また施設案内パンフレットの作成とポスターの掲示、案内ちらしの町会・自治会での回覧板による周知、さらに市内の各種活動団体への文書による開設案内の送付、そして開設記念講演会の開催などによりまして周知、PRを行ってまいりました。

第3点目の利用状況の推移につきましては、開館以後4月まで7カ月分の実績で申し上げますと、177日開館いたしまして、施設の利用者総数は1719人でございます。

なお、利用状況の推移等の詳細につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

以上で、大野議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、農業委員会関係について、また市民サポートセンターにつきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、農業委員会関係でございますけれども、現在7名の委員で農業委員会を運営

しておりますが、農業の専門家として家庭菜園利用者に耕作等の指導ができないかとのことですが、以前農業委員会に使用者協力会主催の菜園耕作講習会の講師依頼がありまして、農業委員が講師を努めたことがございますが、今後も開催の要望等に応じまして農業委員会で検討してまいりたいと考えております。

また、昨年初めて農地ウォークをJAにしたまの協力等を得まして実施をいたしました。平成17年度は熊川方面の農地を市民の方たちと回って、市内の農業に対し少しでも理解していただける機会にしていきたいとの思いで実施をいたしました。今年度は福生方面の農地を収穫期に実施したいと計画をいたして進めているところでございます。

また、農地ウォークでの参加者と農業者との交流会では、地産地消を推進する上で、地元の農産物を使ったすいとん等をつくっていただきまして、試食もいたしました。

今後でございますけれども、地元の新鮮な野菜を使った農産物の紹介、あるいは野菜のよしあしの見極め方、農家の季節料理のおいしい食べ方等の計画も盛り込んでいきたいというふうに考えております。

次に、市民サポートセンターの利用状況等でございますけれども、開館以降の利用状況の推移でございますが、1719人の中で午前の利用者は378人、午後の利用者は825人、夜間、午後7時以降の利用は490人の方が使用されております。また随時情報交換、談話等に御利用いただける交流スペースの利用件数は256件、印刷等作業機能の利用は169件、会議スペースの使用件数は103件でございます、延べ人数では895人でございます。

利用登録団体につきましては97団体に会議室の利用登録をさせていただいておりますが、これを活動分野別に見ますと、学術・文化・芸術、またはスポーツの振興を図る活動分野が38団体、まちづくりの推進を図る活動分野が27団体、子どもの健全育成を図る活動分野が25団体、保健医療、または福祉の推進を図る活動が21団体、社会教育の推進を図る活動が14団体となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 11時20分まで休憩いたします。

午前11時4分 休憩

~~~~~

午前11時20分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（大野悦子君） 御答弁ありがとうございました。まず、何点か再質問を、あと8分ですけれども、させていただきます。

SPコードにつきましては、市長もやってみてくださったということで、理解を少ししていただけたのかなというふうに思います。その中で読取機が普及していないということは、コードそのものが普及していないと、コードのついた文書でないと機械があっても読めないわけで、そういった意味でもコードをぜひ広めていただく意味でも、広報なんかで印刷してもらおうと手っ取り早いのかなというふうにも思います。

実用についてはもう少ししっかりした紙、例えば名刺、はがきのようなものが必要

だとは思いますが、そういった意味でもまずできるところからぜひ取り組んでほしいというふうに思いますので、この点につきましてはもう一度質問をさせていただきたいと思います。利用者の選択肢の一つとしてぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。個人的に持っていらっしやる人もあるようですね。そういう意味でも、とにかくコードの普及という意味でお願ひをしたいと思ひます。

家庭菜園につきましては、2年間1枚の畑を皆さんで使うわけなのですけれども、更新時につきましては、畑の掘り起しのようなことをしているのかどうか、そのことをお願ひします。

それから、先ほどの答弁の中にありました使用者協力会という言葉がありました。この使用者協力会というものはどういうものなのか、説明をしていただきたいと思ひます。

質問はその二つ、お願ひします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） SPコードについてお答をさせていただきます。

このSPコードの普及には十分なPRが必要でございます。また視覚障害者の方、あるいは関係者の方に読取機の所有を促すためにも、まずはSPコードの存在についての認知性を高める必要がございます。

現段階では読取変換に若干の特徴があるようでございます。したがって、その特徴を補う原稿作成が必要でございますので、その特徴をよく研究をさせていただき、その後にPR用として広報の記事の一部を抜粋したものを試しに作成をしてみたいと存じます。その際には広報紙にも掲載をいたしまして、PRをしてまいりたいと、そのように考えております。

○生活環境部長（吉沢英治君） 家庭菜園について、更新時の畑の一斉掘り起しの関係でございますけれども、現在は一斉に畑を掘り起こすことは実施をしておりませんが、御指摘の点も踏まえまして農業委員会の意見、あるいは使用者協力会の要望等を集約する中で方向性を出してまいりたいと思っております。

次に、使用者協力会の関係でございますけれども、これにつきましては家庭菜園使用者協力会運営規約というものをつくってございます。目的といたしましては、家庭菜園の有意義な活用と、使用者相互の協力と親睦を図ることを目的といたしまして、家庭菜園使用者協力会を設置をしておるところでございます。

事業につきましては、一つといたしまして協力会親睦に関すること、二つとしまして菜園耕作講習会に関すること、三つといたしまして菜園の管理に関すること、四つといたしましてその他菜園に関すること、こういった事業を行うという規約になっているところでございます。

○14番（大野悦子君） ありがとうございます。それでは最後に要望させていただきます。

SPコードについてはよろしくお願ひをしたいと思います。それから、これはきょうの時点ではわからないのですが、輝き市民サポートセンター4階に読取機の1台常設をしたというふうに聞いているのですけれども、なんかしまってしまったみたいで、できるだけ目につくところへ、ぜひフリースペースの真ん中辺にでも置いていただい

て、目につくところで、来た人には説明をしてあげるぐらいのことをしていただければ普及にもさらにいいのかなというふうに思いますので、多分お気使いをして大事にしまったのかなと思うのですけれども、ぜひ使っていただきたいというふうに思います。

それから、畑の掘り起しはやはり、私は素人ですが、2年間そうやってみんなで使うわけですから、ぜひやった方がいいのではないのかなというふうに思います。

使用者協力会についてはわかりました。

それから、花いっぱいにつきましては、市営プールの西側の植え込み、もともとはコスモスが植えてありました。それをまたもとに戻せないかなというふうに思うわけなのです。やはり、それぞれふさわしいところにふさわしいものを植えた方がいいというふうにも思います。

そういう意味では、柳山の自然な大きな木や草や森のようになっているところに赤い花は似合わないと言ったのですけれども、やはりああいうところにはつわぶきやアイビーや、それから彼岸花が咲くとやはりきれいですし、そういう意味ではあそこの180メートルある、あそこにはやはりもとのコスモスがいいなというふうに思うのですけれども、前やっていたのだから多分できないはずはないだろうというふうに、そんなふうにも思います。ぜひこのことについても検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。よろしく願いいたします。ありがとうございました。終わります。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、6番前田正蔵君。

（6番 前田正蔵君質問席着席）

○6番（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づき質問席から一般質問をさせていただきます。

2点お尋ねいたします。1点目は都道五日市街道拡幅計画のその後の進捗状況について、2番目は特定防衛施設周辺整備調整交付金事業9条について、以上2点についてお尋ねさせていただきます。

1点目の道路行政については、私は平成15年第3回定例会と平成17年第2回定例会に五日市街道拡幅について一般質問させていただきました。そのときにも申し上げたとおり、福生市で一番横田基地による騒音度合いといい、またその大ききなり不安さはそこに住んでいる住民しか体感する理解はできないと思います。

福生市内、福東地域を除いた地域では、福東地域と比較すれば飛行機の騒音とは言えない日常生活上発生する通常の騒音でしょう。福東地域は離陸、着陸時には必ず騒音が体感されます。音の出ない飛行機の離陸、着陸は1回ともあり得ない。すべて騒音であります。1機飛ばせば離陸、着陸と2回の騒音となります。

一方、ジェット燃料輸送の引込路線も危険度一番、万が一の脱線事故を想定すれば、過去の立川駅構内青梅線のジェット燃料タンクローリーの無人発車事故は、駅構内ホームに隣接する住宅は一瞬にして火の海になったと当時の状況を話してくれる人がいます。

福生市では一番の危険度の大きさが想定される福東地域の住民の声もぜひ取り上げていただきたい。現在の福東通りは朝夕の渋滞だけでなく、五日市街道が渋滞すれば時間に関係なく即福東通りに流れ込みます。危険の洪水です。

昔から「2階のことは2階に上がってみなければ本当のことはわからない」と言われますが、福東地域に住んでみなければ騒音なり車両渋滞などによる子どもの通学危険度など、また日常生活不安は到底理解できないと思います。

万が一、車両渋滞の時間帯に災害が発生した場合、逃げ道がふさがれることもあり、それらを想定しても、ぜひ五日市街道の拡幅は市民を守る上からも、また防災上も必然的に行政としては先行しなければならないと考えられます。渋滞の状況などについては他人の話とか情報とか、また活字での理解は一時的なものであり、その場限りと思います。

しかし、考えてください。福東地域には行政の施設が多くあることも忘れないように。土曜日、日曜日、祭日は朝早くから少年野球とその家族が大勢集まってくることも、またテニスなどの大会、ソフトボール大会などいろいろと行事なり催し物があり、大勢の子どもたちと大人など自転車なり車での交通により多くの出入りがあります。そのため住民の生活道路がいつも利便性を欠き、危険な状態に置かれております。災害の発生を想定され、避難道路としてもぜひ考えていただきたい。

一般質問のたびに行政の答弁は、五日市街道は都道だから都の予算の関係で早急には難しいとのこと。また、立川市との連動で福生市区分だけは難しいとの前回からの答弁はいつものパターンであります。福生市の施設が多くあることと、福生市民3200人以上居住していることを忘れての答弁と思います。もっともっと横田基地再編成を前面に押し出して、防衛施設局を通じて東京都に納得させる強力な交渉を重ねていただきたい。

横田基地の今後の動向は、現在のところ具体的な詳細は伝えられておりませんが、いずれにしても、市民の生活を優先的に考えてほしい。今回の再編成で政府は補助金の増額も考えているとの新聞記事もあり、この機会に実現に向けて力強く要望してほしい。

再編成後、騒音は小さいと言われておりますが、これはいつどうなるか、いつでも基地としての多目的に利用できる状態に置かれておりますので、ジェット戦闘機の離陸、着陸の訓練がいつでも可能な状態にあり、拒むことも難しいでしょう。

騒音についての大小の有無については想定できないと私は思います。大型の機種はジェット機よりも大きい騒音のときもあります。当然拒むことは難しいと思う。地域住民は騒音の大小については、騒音はないことが望ましいが、その前に地域住民の居住者の声として、まず第一は生活道路であります。福東通りの渋滞は最大の関心があることを行政は理解してほしい。騒音については、空軍基地であり、騒音のない空軍基地はあり得ない。いつまた基地の目的利用の変更になるか、どのようになるかは想定できない。

今、言われております「軍・軍」「軍・民」などどのように変わっても福東地域はなくならないと思います。横田基地もなくならないと思います。行政の施設も多く存在

する福東地区の住民の声をぜひ取り上げていただきたい。

平成18年2月、ことしの2月には東京都都市整備局都市基盤部から多摩地区における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）案が出されております。3月28日の全員協議会に資料として配付されました。それによると、都道3・4・3号線の1、五日市街道については立川市の境から福生市区域16号線まで、距離にして1110メートルは今後10年間、平成18年度から平成27年度まで優先的に整備すべき道路ということで図面も公表されております。

今後10年間の事業計画の進捗の中で、東京都の関係する部署に事情説明の上、1日も早く着工実現にこぎつけていただくよう懇願いたします。10年間の事業計画の中で10年目に一斉にすべての道路が着工するとは到底考えられないので、その着工の順番を早めていただくよう、住民の切なる声として取り上げていただきたい。

そこで市長にお尋ねいたします。都道3・4・3号線の1、五日市街道の拡幅は、今後の交渉を踏まえ着工はいつごろの見通しかについて、例えば5年以内に努力実現したいというような希望の持てる答弁をお願いいたします。

2問目は、防衛施設周辺整備交付金についてでございます。

横田基地特定防衛施設周辺整備調整9条交付金事業については、福東地域は福生市で一番横田基地の滑走路に近く、騒音の被害をこうむっている地域であることは、福生市民の万人の知るところであります。しかし、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、この地域については現在、目に見える住民のための周辺整備改善は現在のところ明確には策定されておられません。

毎年度ある一定の横田基地特定防衛施設周辺整備調整9条交付金が交付されております。福東地区は周辺整備の最短距離にあるのではと地域住民は声を大にして言っています。私もそう思います。しかし、特定防衛施設周辺整備調整9条については、福東地域については全く行政では今のところ考えがないように見受けられる。

福東通りは福生市内の一般生活道路とか全く違った環境に置かれている道路であり、その辺を行政はどうして理解されないのか、地域住民は行政のそういう考え方が理解できないと言っています。福東地域の住民の生活環境改善とか、安全・安心なまちづくり施策として一向に基地周辺は見えてこない。

福東地域の交通渋滞、騒音による害、引込線による危険度については、いつまで待てば解消、改善されるのか、せめて交通渋滞だけでもこの横田基地防衛施設周辺整備調整9条交付金について、住民の生活環境改善はできないのか、住民は横田基地について存在をどうのこうの言っているわけではなく、それなりの対策は当然考えられるものと思います。また行政の常識として考えられる。

道路は市民として文化的生活の原点であり、いつでも生活上利用できるのが生活道路だと思います。居住者の利便性をどのように考えているのか、地域住民の平等性について行政はどのように考えているのか。

従来から福東地域は離れ小島で、行政の目と手の届かない地域といわれていたが、行政だけの利便性で、住民の利便性は考えていないようにも思います。その中で公園はみんなでもらって使わせてもらっておりますけれども、福東地域は防衛施設周辺整備調整

9条には対象外で該当されないというのであれば、該当させる施策はないのか、その辺がよく地域住民は理解できないと大きな声で言っています。もしあるなら福東通りの住民の日常生活の安全・安心のためにぜひ福東通りの交通渋滞解消に向けての対応策を早急に進め、実現させていただきたい。

近ごろ特に渋滞がひどい五日市街道を横切る横田基地ジェット燃料の踏み切り、一時停止が交通法規上、車両に厳しく、ドライバーたちも遵守されるため、一段と渋滞がひどくなった。

そこで市長にお尋ねいたします。福生市の中で一番に基地公害を受けている福東地域は、どうして防衛施設周辺整備9条の交付金事業として受けることができないのか、どうして9条で交通渋滞が解消されないのか、この問題は十五、六年前から問題視され、現在に進展なく繰り返されております。地域住民として納得できない大きな不信感になっております。

在日米軍、それに関連する自衛隊の再編に関する最終報告時点を一つの機会として再度検討していただき、どうしてこの渋滞の解消ができない起因と解決策について明確なる答弁をお願いいたします。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 前田議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、道路行政についての一つ目でございます。都道の都市計画道路3・4・3の1号線、五日市街道拡幅計画の進捗状況ということでございます。既にいろいろとお話は申し上げておりますけれども、また今もお話ございましたが、この都道五日市街道は、都の新たな道路づくりに向けた今後10年間、平成27年度までということになりますが、優先整備路線として第3次事業化計画に、この6月1日に公表されましたものですが、これの中に入れていただきました。この計画策定に当っては、本路線を早期事業化道路として市として要望をしまりまして、優先整備路線として選定をしていただいたものでございます。

そこで、進捗状況ですけれども、この5月に開催しました西多摩建設事務所との行政連絡会の要望事項として、早期事業化を強くお願いをいたしましたところ、西多摩建設事務所の回答としては実施に向けた西多摩、北多摩両建設事務所と立川市、福生市の事務的な連絡会を立ち上げて検討していったらどうかという提案をいただいておりますので、今後そういった形での諸課題を議論することができる連絡会の設置を東京都に要望しながら、福生市の考え方として早期実現をさらに強く進めていきたいと、こんなふうに思っております。東京都に希望が、先ほどのお話のように、持てるような回答を東京都から引き出せるような努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

次に、2点目の特定防衛施設周辺整備調整9条交付金事業についてでございますが、この交付金事業で福東通りの車両渋滞の解消をという御質問でございます。この交付金は基本的には市町村自体が実施する公共施設の整備を行う場合に交付されますし、そういう意味ではほかの道路整備の補助金もございますので、御質問の福東通りにつ

いて、市道第76号線はできるだけ、どのように整備していくかという問題が一つございます。地域要望、あるいは地域の皆さんの御意見をいただき、御協力をいただけないとできない道路でございますので、可能なところから実施をしていくという方向の中で具体的な話をしていきたいと、こういうふうに思います。そういう中で、できるところからということになるかと思いますけれども、できる形を地元の協力をいただきながらやっていくということが大事かと、こんなふうに思いました。

いずれにいたしましても、この防衛施設基地、横田基地の問題というのは生活環境整備、あるいは地域開発のまちづくりに対しまして阻害を及ぼしておりますし、特に福東地域の皆さんにいろいろな思いがございますことは十分承知しているつもりでございますが、なおまたいろいろとお話を聞かせていただきまして、御質問の市道整備の地域要望も含めまして、国、東京都に具体的な形での要望をしていきたい、そんなふうに思っておりますので、さらにいろいろと御意見等をいただければありがたいと、こんなふうに思うところでございます。

以上で前田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（前田正蔵君） 市長からの丁寧な答弁、まことにありがとうございました。2歩も3歩も進んだような、前進したような気がします。

それでは、2回目の再質問をさせていただきます。1回目の質問について、少し細かい点についてお尋ねします。

五日市街道、3・4・3の1号線の渋滞の解消策としてはいろいろな点から検討され、努力されていることは理解できます。しかし、目に見える解決策はなかなか目に見えてきません。努力は認めても実態は進んでない現状であります。

五日市街道渋滞の解消策の一つに考えられることは、横田基地踏み切りの改善が上げられます。ここの踏み切りは1日に3回から4回しかジェット燃料輸送貨車は通過しておりません。土曜日、日曜日、祭日は運休です。時間帯はほぼ同じ時間帯であります。

ジェット燃料貨車車両は午前10時ごろか11時ごろ、午後は3時ごろか4時ごろ、そのために五日市街道の踏み切りはすべての車両が上下線、24時間体制で踏み切りのために一時停車することになっております。相当の時間の経済ロスと、渋滞などによるCO<sub>2</sub>など計り知れない害と経済ロスが見込まれる。

この踏み切りの遮断機を逆に取り付けることによって通常は普通の道路になり、踏み切りのために一たん停止はなくなり、交通の円滑化が図られる。考え方によってはこの場所は現状の実態に合わない交通法規であり、交通規制にほかならない。

横田基地ジェット燃料輸送タンクの搬入自体に従来のような遮断機が下りればよいという考えが、それ以外の時間帯は踏み切りとみなさない。普通の一般道路とみなすことによって行政はどのように考えられるのか。

そこでお尋ねします。五日市街道の渋滞解消策の一つとして、道路拡幅のできるまでに横田基地引込線の踏み切りについては、ジェット燃料輸送貨車の通過時間帯に限り遮断機が下りて、それ以外については一般道路とみなして、一時停止のない特殊踏み切りとしての機能改善はできないのかお尋ねします。

2点目は、福東地域の福東通りの渋滞の解消策は五日市街道の拡幅が条件に上げられます。全国の基地周辺の道路はどこの基地も広くとられています。一つは避難道路としての機能もあり、そのために広くとられている。そういう観点から見ると余りにも五日市街道はお粗末過ぎると言わざるを得ない。

福東通りは拡幅のできることは不可能に近い。八方を見て考えても、地域住民の基地騒音被害と、危険リスクを追うことに関する受益者負担は余り見えてこない。実態の把握が行政では的確につかんでいないのが現実である。つかみにくい、つかみたくないというのも本心だろう。なかなかあそこの地域は難しい地域であります。

そのためなのかどうか分からないが、市の施設が多くあります。いわゆる横田基地防衛補助金でつくられた施設を見ますと、まず少年野球場が2面、テニスコートが7面、ゲートボール場、多目的グラウンド2面、福東会館、福東児童公園、日光公園などちょっと見ただけでも多くの施設があります。

しかし、地域住民のためになっている施設は、二つの公園と福東会館以外のすべての施設は直接住民の利用者はほんの少々の利用ぐらい、残りはすべて地域以外の方々の利用者である。そのため地域住民の半数以上は施設については無関心であり、むしろ迷惑と思っている人も多い。

福東会館についても地域住民の使用する手続きが余りにも書類が複雑過ぎる。多過ぎる。難しいとの声が大勢から寄せられている。もっと簡素化できないのか。管理のための管理事務、事務のための事務は見直すべきと考えられる。役所の職員は簡単でも、地域住民は同じような書類はどうして必要なのか、特に4月以降地域利用者の苦情の声である。

そこでお尋ねします。福東地域には防衛補助金でつくられたいろいろな施設があると思いますが、どんな施設があるのか、具体的に名称を上げて教えていただきたい。できれば町会設立以降、33年目の以前からよろしくお願ひしたいと思います。

以上で再質問とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、前田議員さんの再質問についてお答えいたします。

横田基地への引込線の対策でございますが、現在、拝島駅から横田引込線により横田基地内にジェット燃料を輸送している現状があるわけでございます。そこで、JR貨物株式会社に問い合わせましたところ、通常は1日に2回、月曜日から金曜日の午前、午後ということでございます。臨時の場合は1日に4回運行していることもあるということでございました。

このような現状を踏まえまして、御質問の五日市街道の鉄道踏み切りに交通信号機を設置して、連動させることで通常の踏み切りとは逆に一時停止をしないでノンストップで通行し、貨物列車が通過するときには遮断機が下りて赤信号となり通行止めとなるような踏み切りにできるかどうかを含めまして確認をいたしましたところ、現在のところJR貨物で事例はないとのことですが、私鉄では実績があるとのことでございます。

今後、JR貨物株式会社、都道管理者、福生警察署と協議していきたいと考えてお

りますが、まず担当といたしましては、その私鉄の現場を、福生の五日市街道の踏み切りに導入が可能かどうか、それらの状況調査を実施いたしまして、今後の関係機関との協議のときの資料にしていきたいと、このように考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、福東地域における主な防衛補助金の充当事業でございますが、まず8条事案でございますが、福東会館建設事業、それに市道90号線、これは日光橋から線路沿いの道でございます。この舗装事業、それと市道66号線ほか、これは熊川武蔵野交差点から基地沿いの道でございます。この舗装工事、それと市道76号線、これは通称福東通りでございます。この舗装工事、これは踏切整備も含んでおります。それと市道96号線、これは日光橋から玉川上水沿いの道路でございます。この改良工事、以上が主な8条事案でございます。次に、9条事案でございますけれども、福東テニスコート改良事業、それに福東グランドフェンスの改良事業、それと拝島駅北口自転車駐車場設置事業、それと市道303号線、これは福東公園の前の道路でございます。遊歩道新設工事、それに殿ヶ谷分水遊歩道設置工事等々が主用な充当事業でございます。

○6番（前田正蔵君） 丁寧な説明をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、最後に要望としまして1点ばかりお願ひしたいと思ひます。横田基地防衛補助金でつくられた福東会館は、その後住民といろいろな取り決め——つくった当時ですね、住民といろいろな取り決めなり約束などの条件もありましたが、ことしの4月以降、今では当時の事項はすべて取り上げられ、せめて地域住民の利用者の申し込みの簡素化はできないのか、地元利用者の声をまず聞いてほしい。

先ほどなんかありましたけれども、中央体育館はよく利用者の声を聞いているようだ。福東会館の管理者の時間帯で利用者のない時間のロス、特に夜間利用者がなくとも午後10時まで管理者が常駐することは、行政コストの費用対効果の問題もある。もう少し流動的に考えられないのか。利用者皆無の日も朝9時から夜10時まで13時間も常駐しなければならない。民間ではちょっと考えられないことであります。利用者のないときはせめて管理者の時間の経費を、利用者のないときは午後5時までとして閉館するとか、福東会館は利用者はほとんど定期的な利用者であります。事前に利用者は日時は決まっており、飛び込み利用はまずない。あってもPTAのコピーのお願いぐらい。それでも事前に電話がありますので、その準備はできます。玄関のドアに利用者申し込み時間帯をちゃんと例記すれば、例えば午前9時から午後5時までとか、どれだけの節約になるか、行政コストの削減にもつながると思ひます。

行政コストは行政と市民とが協力し合って初めてその効果が数字となってあらわれる。行政コスト削減はできるところから実行していくべき。福東会館は通常の地域会館とは規模も小さく、立地条件なども考えられ、さまざまな相違点があり、すべて他の地域会館と同一管理とはどうしても思えない。もっと柔軟な考え方があってほしいと私は考えます。

以上ですべての質問と要望を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○副議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番原島貞夫君。

（10番 原島貞夫君質問席着席）

○10番（原島貞夫君） 御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問席から一般質問をさせていただきます。よろしく願います。

質問は2項目でございます。1項目目は男女共同参画社会の形成について、2項目目は環境行政についてでございます。

まず1項目目、男女共同参画社会の形成についての1点目、女性の就労支援についてお尋ねいたします。男女共同参画社会基本法第2条で「男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会です」と規定しております。

男女共同参画に関する意識について、社会全体で見た場合、男女の地位について約74.0%が男性の方が優遇されていると考えております。就業の分野における女性の労働力率、すなわち生産年齢人口を労働力人口で割った割合でございますけれども、結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になります。女性の潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみが小さくなっており、就業希望はあるが実現できないという状況が読み取れます。

しかし、平成16年が平成7年に比べるとM字カーブの底が上昇しており、台形に近づいております。この変化は女性の晩婚、晩産化による子育て年齢の上昇や、少子化による子育て期間の短縮等によるものと考えられます。

次に、職場での男女の機会均等を確保するため性差別禁止の範囲を拡大する男女雇用機会均等法改正案が今国会で審議されております。現行制度では対応が困難とされる間接差別の禁止や、妊娠等を理由とする不利益取扱の禁止等が盛り込まれました。

1986年の男女雇用機会均等法の施行から20年、女性の勤続年数や職域等は拡大し、雇用における男女平等の考え方が広く社会に浸透してきました。その一方で女性に対する差別が複雑化し、妊娠、出産による解雇や、不利益取扱に関する相談件数も増加する等さまざまな課題も指摘され、時代に合った制度改正が求められております。

今国会で審議中の改正案は、1として関節差別禁止の創設を含めた性差別の禁止の範囲拡大、2として妊娠等を理由とする不利益取扱の禁止、3としてセクシャルハラ

ンスメント、性的嫌がらせ対策の強化等を柱とし、職場における性差別の禁止をさらに強化するものです。

差別禁止の範囲については、女性に対する差別のみを禁止した現行法に対し、改正案は男女双方に対する性差別を禁止するよう改めました。これにより女性が多い一般事務や経理、保育士等の職種で、男性であることを理由に採用されない等の事例も救済の対象となります。

また、差別禁止の対象となる事項について、現行法の募集、雇用、それから配置、昇進、教育訓練、それから福利厚生、定年、解雇に加え改正案には降格、雇用形態、職種の変更、退職勧奨、労働契約の更新、配置における権限の付与、業務の配分を追加し、職場のさまざまな場面で想定される性差別を具体化し、差別の禁止を明記しております。

間接差別について、法案では表面上では性差別の規制ではなくても事実上の不利益につながる恐れがあり、業務上の合理性が認められないものと定義し、具体的な要件を厚生労働省令で定めるものと明記し、また男女で異なる取り扱いでなくても、コース別人事など女性が不利になるような制度や慣行については、現行法での対応が難しいため、欧州等諸外国ではこうした間接差別に何らかの法規制が行われております。

省令に盛り込む要件として、厚生労働省は、1として採用、募集における身長、体重、体力要件、2としてコース別雇用管理制度における総合職の募集、採用における全国転勤要件、3として昇進における転勤経験要件の3点を上げております。例えば、実際に重い荷物を長時間運ぶ等一定の筋力を要する業務で、体力の差を補う方法がない場合を除き身長、体重、体力について募集や採用の条件とすることは間接差別として禁止されております。

また現在、大企業の約半数が導入しているコース別雇用管理制度において、全国規模の転勤を含む総合職コースについては事実上男性のみに偏るケースが多く、採用や昇進、賃金の面においても女性が不利な立場に置かれることは明らかです。このため幹部として国内の地域で業務経験を積むことが必要である等の合理的理由がない場合には、全国転勤を要件とした募集や採用を禁止するとしております。

妊娠や出産等を理由に解雇されたり配置転換されるケースが後を絶ちません。現行法では妊娠や出産、産休を理由とした解雇を禁止していますが、改正案はこれに加え退職の強要やパートタイムへの配置転換、雇い止め等の不利益取扱に関しても禁止の対象とすることを明記しております。また、妊娠中に時差通勤等の母性保護管理を行ったことを理由とした解雇や不利益取扱も禁止としております。

一方、職場におけるセクシャルハラスメントの相談件数も依然として多く、深刻化していることから、現行法で企業に対して求められている、1として就業規則における方針の明確化、2として相談、苦情への対応、3として事後の迅速かつ適切な対応に関する配慮について、改正案では事業主の義務とするよう改めています。

そこで、女性が結婚、子育て後、社会復帰しようとした場合、40代、50代の女性にとってなかなか仕事が見つからないという話を聞いておりますが、少子高齢化が進む中で女性に対する問題が大変大きいと思っておりますが、市としてこれから女性の就労

問題に対する施策としてはどのようなものがあるかお伺いたします。

次に、2点目としてドメスティック・バイオレンス問題についてお尋ねいたします。配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取り引き、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であります。

また、平成11年に国連が「女性に対する暴力撤廃国際日」を定めるなど国際的にも重要な課題として取り上げられております。平成14年度に内閣府が実施した配偶者等からの暴力に関する調査では、配偶者や恋人から身体に対する暴力、恐怖を感じるような脅迫、性的な行為の強要のいずれか、または幾つかをこれまで一度でも受けたことのある女性は約5人に1人、19.1%に上がることが明らかになっております。これらの行為によって命の危険を感じたと回答した女性は4.4%で、約20人に1人の女性が配偶者等からの暴力によって命の危険を感じていることが明らかになりました。

そこでお尋ねいたします。最近、女性に対する暴力の問題がマスコミ等で報じられ、男性の女性に対するドメスティック・バイオレンス問題がクローズアップされております。東京都においては暴力を振われた女性が一時避難するためのシェルターを設置し、問題に対処しているようですが、福生市内でのこの問題の発生状況はどうか、また対策はどうなっているのかお伺いたします。

次に2項目目、環境行政についての玉川上水の維持管理についてお尋ねいたします。

武蔵野台地を東西に結ぶ玉川上水は、今から350年前の1653年に開削工事が開始され、1年後には江戸市内に通水が可能となりました。玉川上水は江戸市内に飲料水を供給する目的のほかに、武蔵野台地の各地に野火止用水、仙川上水等として分水され、飲料水、かんがい用水、風車の動力として台地の開発に大きな役割を果たしてきました。

近年まで玉川上水は淀橋浄水場での導水路として利用されてきましたが、東村山浄水場の完成により昭和40年、1695年に淀橋浄水場の活動は停止され、玉川上水の通水区間は羽村取水口から小平水泳所までとなり、それより下流では水が途絶えてしまいました。

その後、東京都では清流復活事業として下水処理水を環境保全水として利用し、1986年に小平水衛所から下流の高井戸の浅間橋までの開渠部分に毎秒約0.3立方メートル程度の水流が復活されました。

平成11年には東京都の歴史環境保全地域に指定され、また開削以来350年という区切りのよい平成15年に国の史跡に指定されました。

そこで1点目、玉川上水敷地内の水路部及び法面部の維持管理はどうなっているのか、また2点目、現在玉川上水の水量が少ないが、原因は何か。今後以前のように水量をふやすお考えはあるのかお伺いたします。

以上で1回目の質問といたします。よろしくお伺いたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 原島議員さんの御質問にお答えをいたします。

男女共同参画社会の形成についての第1点目、女性の就労支援についてでございますが、国勢調査による福生市の労働力状態を見ますと、平成7年に行われました調査では、労働力人口3万3399人のうち女性の就労者は1万2236人、36.6%でしたが、少し古いのですけれども、平成12年の国勢調査では3万2799人の労働力人口に対する女性の人数は1万2500人で、38.1%となっておりまして、前回より1.5%ほど増加をしております。

国では男女共同参画社会の実現を目指す中で、女性のチャレンジ支援や男女雇用機会均等法の推進、仕事と家庭、地域生活の両立支援と働き方の見直しなどを進めているところでございます。

福生市でも男女共同参画行動計画を策定し、その中で取り組むべき課題として女性の就労を取り上げております。市といたしましては、就職情報におきましてハローワーク青梅との連携を図りまして、庁舎内に求人案内板の設置やパンフレットの配布、また月1回実施しております高齢者職業相談等を行い、広く市民の皆様にご利用いただいておりますが、基本的に就労あっせんや起業指導等は国及び東京都の施策に頼っていくことになってまいります。

今後もハローワーク青梅や都労政事務所との連携や、女性のための就職生活情報ステーションとなる「マザーズ・ハローワーク東京」などの紹介や情報収集を行い、就労支援策として市広報紙等を利用したPRも行ってまいりたいと考えております。

次に2点目、ドメスティック・バイオレンス、DV問題についてですが、福生市のDV被害の発生状況ということでございます。17年度で相談を受けた件数は29件でございます。女性の悩みごと相談で5件、社会福祉課窓口で3件、母子自立支援員21件で、そのうち一時保護をしたケースは5件ございました。

DVの被害者に対する対策ですが、DV相談で福祉事務所にいらした方に対しましては、福祉事務所と母子自立支援員が中心となり相談を受け、緊急を要すると判断した場合には、一時保護を東京都女性相談センターに依頼いたします。またDV防止法の施行に伴い、休日・夜間にかかわらず緊急時には直接警察署から東京都女性相談センターに一時保護相談や、保護依頼などもできることになりました。

福祉事務所や警察から依頼のあった東京都女性相談センターでは、ケース状況、施設の空き状況により、一時保護施設の決定をいたしておりますが、年々増加するDV被害者に対し、隔離保護目的の緊急一時保護施設の確保は大変厳しい状況となっております。このような状況に対し、26市市長会におきましては都に対しドメスティック・バイオレンスに対応した緊急一時保護施設の充実を要望をいたしております。

また、東京都女性相談センターでは、専門の相談員が被害者の保護と相談に当たっておりますが、福生市におきましてもDVに関しましては繰り返し被害に会うことが多いことから、福生市と羽村市が共同で行っております女性悩み事相談の福生市の相談日につきまして、昨年度から1日の相談受付け数を3人から4人にふやし、必要な回数だけ継続して相談が受けられるよう、相談体制の充実を図っております。

次に、玉川上水の維持管理についての1点目、水路部、法面部の維持管理についてでございますが、管理につきましては東京都水道局東村山浄水管理事務所が行ってお

ります。法面部の草刈りにつきましては、年2回の管理をしているとのことでございます。また樹木の剪定につきましては、隣接している市民等からの要望などに基づいて行われているということでございます。

2点目の玉川上水の水量についてでございますが、本年3月から小平ポンプ所と東村山浄水場との間の導水管の一部入替工事のため、羽村堰の取水制限を本年12月末までしているということでございますので、この工事が完了いたしますと平常時の水量に戻るとということでございます。

以上で原島議員さんの御質問に対する答弁といたします。

○10番(原島貞夫君) 御丁寧な答弁ありがとうございました。それでは質問席から改めて質問させていただきます。

まず、女性の就労支援についてですが、女性が安心して子育てしながら再チャレンジできる環境づくりは、男女共同参画社会の形成や少子化対策を進める上で重要であります。

子育て中の女性が地域の身近な場所で気軽に相談でき、本人の希望や活動段階に応じてワンストップで情報提供やサービスを受けられる支援ネットワークづくりの推進、子連れでも相談、職業紹介サービスを利用しやすくする等子育ての中の女性が円滑に再就職できるような再就職支援策の充実、雇用の受け皿である企業における取り組みの促進等国の女性の再チャレンジ支援プランハローワークや、東京都労政事務所等を初め関係機関との連携が必要であると考えます。今後さまざまな方法で情報収集や提供をしていただくことを強く要望いたします。

次に、DV問題についてでございますが、大変難しい状況下ですが、26市市長会におきまして都に対してDVに対応した緊急一時保護施設充実等の要望している内容をもう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

それから、玉川上水の維持管理についてですが、先日市内を縦貫している約4.3キロのほとんどの部分に相当する下流の喜平橋から新掘橋までの間を実地調査いたしました。水路内に――ここに写真がありますけれども、日光橋の下流ではビニールの傘の開いたのが捨ててあったり、また八高線のガード付近では流木が流れついたり、山石がごろごろしておったり、また山王橋の人道橋部分の間にはジュースの空き缶が十数戸捨ててありました。

我々子ども時代から親しんできた玉川上水がドブ化しているところがございます。また牛浜橋とかやと橋の上流部にはアシが川幅の半分ぐらいを占めている状況です。これは熊野橋と牛浜橋の間の勾配が、上流部の清岩院橋と熊野橋間の勾配が2.34/ミルであるのに対して約5分の1の0.47/ミルと少ないことが影響していると考えられます。熊野橋から上流部の新掘橋間は何とか福生十景の美しさを保っております。

そこで、水路部のごみやアシ等の清掃と、フェンス付近の樹木の伐採について、市として水道局にどのように要望していくのかお聞かせください。

以上で再質問を終わります。

○福祉部長(星野恭一郎君) それでは、DV問題に関しまして、東京都に対する緊

急一時保護施設の充実に関する要望の内容でございますが、DVにおける緊急一時保護施設は、同一市町村内ではトラブルの再発を招く恐れがございます。いわゆる保護施設が福生市内にあっては余り好ましくないということでございまして、他市町村を含めて市町村を超えた対応策が必要であるという状況でございます。

しかしながら、多摩地区のこの保護施設の絶対数が余りにも現状では少ない状況でございます。聞くところによると6カ所程度しかないという状況でございます。またこの保護期間でございますが、一応原則2週間という期間がございまして、こういった状況の中で、東京都においてこうした緊急一時保護施設、婦人保護施設や母子生活支援施設、民間シェルター等々とあるわけでありまして、こうした施設の増設を要望いたしております。

また、この保護期間の2週間、これもなかなかこの以内でいわゆる解消しなければならない、また次の施設というようなことが起きてきますので、保護期間の延長も含めて要望をいたしております。

いずれにしても、DVの被害の増加、あるいはこの一時保護施設の絶対数の不足というようなことがございまして、緊急に保護を要する場合に苦慮しているところでございまして、東京都としてこうした施設の相互利用といいますか、調整機能といいますか、そうしたものをもっと強化していただくというようなことも含めて要望いたしているところでございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、原島議員さんの再質問にお答えいたします。

玉川上水は、御存じのとおり国の史跡に指定されておまして、なおかつ福生市の重要な緑地帯でもあり、景観資源の重要な一つとなっておりますので、質問のございました玉川上水のごみやアシなどの植物が水の流れを阻害している現状と、フェンスごしに樹木が伸びてフェンスが倒れる危険性の場所も見受けられますので、現地調査を実施いたしまして、写真を撮りまして、東京都水道局に文書にて申し入れをして、景観を保つようお願いをしたいと、このように思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番（原島貞夫君） 大変ありがとうございました。最後に要望いたします。

当市では、平成17年度にDVとして相談を受けた件数は29件とのことですが、DVは命にもかかわる問題だと考えられますので、今後ともDV被害者の保護に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、玉川上水の維持管理についてですが、玉川上水沿いの緑は人為的につくられ、維持されてきたものですが、点ではなく線として連続して存在し、都市の緑地として大きな役割を持っております。

市民団体の「玉川上水に遊歩道を考える会」がありますが、遊歩道の設置を要望しておりますが、市ではこういう案内図をつくったり、歩道に埋め込む案内板、それから所々に掲示板等をつくって努力していることに心から感謝申し上げます。

そういうことで、玉川上水には植物が約300種確認され、生物多様性の大きい緑地を形成しております。また上水沿いにはヒヨドリ、オナガドリ、水路内の水上には

カモ等鳥類も豊富で、上水沿いに住んでいる人たちや散策する人たちを楽しませてくれております。これら動植物が上水沿いの人たちに自然との共生感を抱かせ、生活に潤いを与えております。

玉川上水路が淀橋浄水場への導水路として利用された時代の水量、私たちが子どものころの水量に少しでも近づくように、水量がふやすことができれば河床——川底の露出や藻類の滞留もなくなり、豊かな水と緑を有する玉川上水が将来にわたって良好に保存していくことができ、景観もすばらしくなると思いますので、東京都や国土交通省に水量の増加や水路内の清掃を粘り強く要請していただくことを要望いたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○副議長（森田昌巳君） 次に、7番中森富久君。

（7番 中森富久君質問席着席）

○7番（中森富久君） それでは、さきの通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回は環境行政について、住宅マスタープランについて、教育行政について、3項目、6点についてお伺いいたします。

まず初めに、環境行政の第1点目、環境基本計画の進捗状況についてお伺いいたします。

福生市では環境基本条例に基づき、平成14年に市民の方々にお集まりをいただき、会議を重ね、平成15年3月に環境基本計画市民プランができ上がり、その後平成16年3月に福生市環境基本計画ができ上がりました。

計画にも盛り込まれておりました地域エネルギービジョン、そしてそれに続く地域新エネルギー詳細ビジョン等福生市の環境行政は大きく前進していると考えております。まさにその基本となるものが福生市環境基本計画であります。

この基本計画では行政、そして市民や市民団体、また事業者それぞれに役割と具体的な取り組みが計画されています。また、ことしの3月に「福生市の環境」として報告書の方も作成されました。

こうしたことを振り返り、その進捗状況についてお伺いいたします。

次に、2点目の緑の基本計画についてお伺いしたいと思います。緑の基本計画ですが、平成11年3月に策定されております。こちらの方の内容なのですが、たまたま図書館の方にお伺いしたときに環境基本計画の隣に置いてありまして、私もちょっと勉強不足で知らなかったのですが、そちらの方の中身の方をよく確認をしたところ、環境計画の方と非常に重なる部分も多々ありました。

そして、こうしたすばらしい計画が策定していたということと、それとその計画の中に5年前に計画の方を見直しを行っていくということも盛り込まれておりました。また、当時の石川前市長さんのお言葉に「全力を上げて取り組んでまいる所存であります」というふうになっておりました。

そうしたことを含め、その計画がどの程度進められているのかについてお伺いいた

します。

次に、3点目の環境学習センターについてお伺いいたします。新庁舎建設工事も始まり、現在順調に進んでいると思います。今回お伺いしたい内容は、新庁舎建設後の第四庁舎、現在の都市建設部がある庁舎ですけれども、それが部ごと移動になるということで、その後の第四庁舎を環境学習センターとしてできないのかどうかということの提案をさせていただきたいと思います。

なぜ第四庁舎なのかというのは単純明快で、多摩川の近くにあるということと、非常に自然観察会や野鳥観察などの環境学習を行う上での利便性がよい場所であること、また雨天時のフィールドワークが困難なときにも学習スペースが十分取れること、また多摩川の野鳥や動植物などの写真の展示などもできる、また体験学習として行えるスペースも十分に取れる点など、NPOや今後環境大学を卒業した方々が会議やそれぞれの講座などを開催する場所、そして多摩川の環境保全活動の拠点としての役割を担う上での立地条件、そしてまたその隣に駐車場が完備されており、実際の自然観察会では機材等の搬入も多く、近くに駐車場があるということが非常に便利になっているという点が上げられるかと思えます。

また先日、中西悟堂氏の長女である小谷ハルノ氏より遺品類の貴重な資料を寄贈していただける旨のお話が全員協議会のときにありました。御存じのとおり中西悟堂氏は日本野鳥の会の創始者の1人であります。そうしたことから「野鳥村構想」のゆえんである地の福生市に寄贈していただけるということであれば、展示だけでなく野鳥観察会が行われてこそ意義のあるものになっていくというふうに考えております。また、福生第五小学校でも野鳥観察で有名な点も上げられます。

そうしたことを含め、現在の第四庁舎を環境学習センターとし、なおかつ中西悟堂氏の遺品類の展示をできないかどうかについてお伺いいたします。

4点目として、エコツーリズムと観光についてお伺いいたします。現在環境を守りながら自然に親しむエコツアーを推進するエコツーリズム推進法が近く国会の方に提案されるそうです。エコツーリズムは地域の自然環境を損なうことなく観光を興し、地域振興につなげる取り組みといえます。自然や歴史、文化の体験型学習の観光と位置付け、学ぶことにより環境保全へつながると期待されています。日本では北海道の知床、小笠原や屋久島などが有名です。

福生ではこうした地域と比較すれば多少見劣りはしますが、多摩川の四季折々の動植物が観測できるポイントがかなりあります。平成8年に教育委員会において福生の自然ガイドマップが発行され、市内の動植物が春・夏バージョン、秋・冬バージョンと2パターンに分かれており、非常にわかりやすくできております。また、多摩川上水や分水などの研究の発表会なども行われており、十分にエコツーリズムができる下地もあるというふうに考えられます。また、市民だけでなく市外の方にエコツーリズムとして観光のパッケージ等紹介できるのではないかと考えます。

こうしたエコツーリズムでは、海外では指定地区になると認定企業、団体等が公園内で販売、物販等を行うことのできる仕組みがあり、福生市でも観光協会と連携しながら中央公園において認定業者に飲み物や軽食など、また地域の特産品、先ほど農業

の話もありましたけれども、のらぼう等余り市場に多く出回らない野菜などを中央公園などを利用し、そうした販売等と地域の振興を行っていきける可能性があるのではないかと、また川の生態系の保存と漁業との連携、指定管理者制度をうまくし、植物の植栽等を管理しながらポタニカル・ガーデンなど環境と、そして観光等が連携し、エコツーリズムの確保ができるのかと考えておりますが、いかがでしょうか。

そして2項目目、住宅マスタープランについてです。

前回では方向性や考えなどをお聞きしました。また、福生市では市民参加が活発に行われていることもあり、今回はプラン事態が実行性のあるものにしていくためには、多くの市民や事業者の方などの参加が必要と考えます。平成7年のマスタープランでは学識経験者が2名以内、関係行政機関の職員が5名以内、関連部署の職員が10名以内の方で委員の構成をし、検討、作成されました。

そうしたことを含め、どのようなお考えで進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

最後の教育行政についてお伺いいたします。

今回は熊川の584番地付近に信号が設置されております。通学路でもあるのですが、そこに歩行者用の信号が設置されていないという状況になっております。そうしたことから、児童・生徒の安全を考え、信号を設置できないのかということについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 中森議員さんの御質問にお答えをいたします。

環境行政についての1点目の環境基本計画の進捗状況についてでございます。お話がありましたとおり、環境基本条例をつくりまして、その次の年、平成14年4月から44名ばかりの市民の方々に環境基本計画市民プランの作成をしていただきまして、1年間で延べ80回の会議を開催をしていただいたということでございます。15年3月に「生き方が変われば景色が変わる 福生市環境基本計画市民プラン」が作成されました。その後、環境審議会を開催いたしまして、市民プランをできるだけ反映させて、16年3月福生市環境基本計画ができたところでございます。

この環境基本計画につきまして、庁内では平成16年12月に福生市環境事業推進本部を設置いたしまして、各課に対し調査を実施し、進捗状況の把握を行い、推進本部で福生市環境基本計画実行計画を毎年作成をいたしまして、基本計画の推進に努めてきております。なお、進捗状況につきましては、「福生市の環境」という形で白書を出してございまして、公表をしているところでございます。

いずれにいたしましても、始まったばかりの仕事でございまして、かなり早いスピードでいろいろ進んでいるという実感は持っております。

環境基本計画は平成16年度から平成35年度までの20年間の計画でございまして、5年ごとに計画の総点検を行うことになっておりますので、見直しの時期も近づいておりますので、この見直しについても検討してまいりたいと存じます。

次に、2点目の緑の基本計画についてでございます。当市の緑の基本計画は都市緑

化保全法に基づく市町村の緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画で、平成12年を初年度とし、20年後の平成32年を目標年次としております、計画の内容は都市公園の緑化のみならず道路の緑化、河川などの水辺の緑化、学校などの公共施設の緑化、社寺林、民有地における緑化、さらには緑化意識の普及啓発などソフト面も含めた緑全般に関する総合的計画となっております。

そこで、御質問の緑の基本計画が具体的にどう進められているかでございますけれども、平成32年までに創出する公園、緑地等の目標水準で市民1人当たり15平方メートルと定めておまして、この確保目標量に向かって整備することとなります。この最近の5年間では、都市施設緑地では下の川の緑地や、それから原ヶ谷戸どんぐり公園、それから制度上安定した緑地としましては、宅地開発等審査会によりましてやりました玉川上水児童遊園などが整備されております。また、ソフト面では花いっぱい運動とか萌芽更新などが進んでおりますが、いずれにいたしましても、この計画の見直しということもございまして、おおむね5年を目安にしておりますので、現時点では中間年次の平成22年の緑地の目標水準を見据えながら見直しを考えてまいりたいと思います。

それから、3点目の環境学習センターについての第四庁舎の利用の件での御提案がございました。学習センターのいわゆる基本的な考え方みたいなものについては今のところ全く検討いたしておりませんのと、いわゆるこういった環境学習センターのレベル、あるいは機能、それからあり方、それから具体的にどのような形で使っていくかといったような問題を含めまして、現時点では具体的なところでの考え方は持っておりませんから、第四庁舎については、前々からお話申し上げておりますように、未利用地の検討委員会の中で、新しい庁舎が完成したところからどういうふうに使っていくかという検討をしておりますので、そんな中でそういった問題を検討することができるかどうかということの問題の方がまず最初にあると思います。

恐らくこの環境学習センターとしてどういうものをつくるのがいいのか、あるいは市がそれをやるのが意味があるのかといったような問題も含んでまいりますので、かなり難しい側面があると思いますけれども、それはそれとして、いずれにしましても、もう一つのお話がございました中西悟堂氏の長女である小谷ハルノ氏より、同氏が所有管理している遺品類の寄贈の申し出が市にあったところでございます。その後、小谷氏側と寄贈時期や、展示場所や活用方法等について、いろいろな活用計画づくりを含めて調整を進めてまいりましたが、昨年12月に中西悟堂氏の御夫人、奥さんがお亡くなりになりまして、相続や税金の問題で早い時期に市へ寄贈したいという話が出てまいりました。しかし、市の現状としてはすぐに資料館を新築するとか、新しいものをつくり出すとかということはなかなかできないというようなこと、さらには新庁舎建設後になりますけれども、さっきの第四庁舎を含めましていろいろな施設が空いてくるといった、そういった問題を含めまして、その時期というような話もしてきたところでございますが、その後、小谷氏の御主人が理解を示されまして、市の受け入れ体制が整うまでは引き続き小谷家で管理していただけると、こういうことに、小谷さんの遺品類についてはなったところでございます。

その過程で資料館として候補に上げました中央体育館内1階部分の問題については、小谷さん自身は余り賛成の色はございませんでした。ただ、こんな状況になりまして時間的にもかなり余裕が出てまいりましたので、今後検討を行いまして、60年前に中西悟堂先生が福生の地に野鳥村を建設したいという思いを描いた原点に返りまして、資料館の建設だけでなく野鳥村構想を含め、市だけでなく賛同いただける市民、団体と一緒に時間をかけて進めていこうということになっております。

そのような経緯がありまして、小谷氏及び野鳥の会では、まず中西悟堂先生が野鳥村を建設しようとした場所に記念碑みたいなものを建立したいということから始めていきたいというようなことで、多くの市民、あるいは団体との活動をいろいろと展開をしていきたい、そんな中で野鳥村建設に向けた機運の醸成を図っていきたいという希望を持っておられます。

市の方としましては、公民館の中にも当然、あるいは先日の環境フェスティバルでもこの点についての若干のPR等も行われておりましたけれども、そんな形での協力をしながら進めていこうということになろうと思っております。

それから、4点目のエコツーリズムと観光についてでございますが、エコツーリズムは、日本エコツーリズム協会の定義によりまして「自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させること」と位置づけられているようでございます。福生市の観光資源としまして、多摩川や玉川上水などがあろうかと思っておりますけれども、玉川上水につきましては散策路の案内板の設置や散策マップの作成などを行ってきておりますけれども、昨年にはお話のように福生観光協会も設立されておりますので、市といたしましても観光協会と連携しながら、あるいは景観基本計画とも関連をしてまいりたいと思っておりますので、そういった資源を見ながら、エコツーリズムについての研究をしていこうと、こういうことになろうと思っておりますが、いずれにいたしましても、この実施主体をどこにするか、あるいはどのように魅力的なものにしてお客さんが来てもらえるかというのが非常に大きな課題になろうと思っておりますので、十分研究をしながら取りかかっているかなければいけない課題かなと、こんなふうに思っております。

次に、2点目の住宅マスタープランについての計画策定についてでありますけれども、3月議会に住宅マスタープランの考え方や課題の御質問をいただいております、既に質の向上による定住化対策、耐震対策など総合的な住構造改革を目的とする住宅マスタープランの取り組みを始めております。ただ、この前まである住宅マスタープランとは内容的にはかなり違う形になるだろうというふうに予測をしております。

そこで、実効性のある計画にするための市民や業者などの参画についての御質問がありました。この計画は前年度に住宅の関連する職員のプロジェクトチームをつくりまして、各種資料をもとに施策案の検討も既に行っております。

そこで、実効性を確保するための市民参加として、住宅施策に関する情報を市民の方に提供し、ともに考えていく体制をつくっていきたくて考えておりました、各年齢層による住宅像の把握のための基礎調査としてのアンケート調査の実施や、各種団体、あるいは企業の皆様方にもさまざまな形での意見交換会等も実施し、意見集約等を行いまして、基本計画に反映させてまいりたいと思っております。

また、計画の素案ができた段階では、当然のこととして議会の御意見及び市民に対しますパブリックコメントによる意見の集約もしていきたいと、そんなことも考えておりますが、いずれにしましても、これからその辺については具体的にいろいろ検討してまいりたいと存じます。

次の教育行政につきましては教育委員会からお答えいたします。

以上で中森議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 中森議員さんの御質問にお答えをいたします。

教育行政についての通学路の歩行者用信号機設置についての御質問でございます。教育委員会では、学校、P T Aと共同いたしまして、例年安全点検を行っております。昨年も10月14日から27日の間、市内の小・中学校を対象に児童・生徒の登下校時におきまして、特に注意をする場所や何らかの対応が必要であるような場所を確認するため、通学路の安全点検を実施をいたしました。

御質問の熊川駅から第二小学校に向かいます一方通行の通り、市道第158号線と市道第164号線、清水坂通りとの交差点には既に信号機が設置をされており、安全点検を実施をいたしました際には、特に歩行者用信号機を増加して設置をすることまでの危険性や、あるいは設置要望はなかったところでございます。

歩行者信号機の設置に当りましては、福生警察署に問い合わせをいたしましたところ、設置場所の交通量や歩行者待機場所の確保、あるいは道路の幅員などを考慮し、公安委員会に申請し、その決定を受け設置をされているとのことでございます。

御質問の場所につきましては、現在の信号機のほかにさらに歩行者用信号機の追加設置が必要かなど学校やP T Aとも御相談をさせていただき、その結果によりましては地域振興課を經由し、福生警察署へ要望いたしてまいりたいと考えております。

以上、中森議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長(森田昌巳君) 2時5分まで休憩いたします。

午後1時52分 休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

○副議長(森田昌巳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番(中森富久君) 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは何点が再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、初めの環境基本計画についてなのですが、先ほど市長さんの御答弁にもありました「福生市の環境」という白書が出されて、こちらの方の中身を確認をしていたところ、先ほどもお話があったようにすごく早く進んでいる部分もあれば、そうでない部分もあるのかなというのが見受けられて、その進んでいない部分というのがいわゆる市民と市民の団体の方たちが推進していくところがちょっとうまくいってないのではないのかなというように感じられました。

こちらの方の白書の方の、手元にもあるのですが、やはり幾つかの点が欠落をしていたり、特に10ページの方の市民事業の予定されていた1、2、3、5が欠

落して4だけ残っているというような形で、やはり計画がなされて、それをいわゆる市民と市民団体の推進をしていくということが市の方の計画の中に盛り込まれていたわけなのですけれども、では実際それがうまく進まなかった問題点というのがどこにあるのではないのかなというふうに思いますので、その問題点がどこにあったのかということについてお伺いしたいというふうに思います。

それと、2点目の緑の基本計画のことについてお伺いいたします。そちらの方も、いろいろな計画があるような形で盛り込まれていて、非常にこの環境基本計画と似ているのかな、前につくったものなので、多分その方たちが環境基本計画をつくるときに、同じ方たちが同じような計画を多分盛り込んでいるのではないか、むしろ市民会議という形にしたのでボリュームがアップしているのが実情ではないのかなというふうに思います。

その中で緑の基本計画を推進していくための母体として庁内組織を検討していきまうということが具体的に盛り込まれておりました。その庁内組織が、その検討がどうなっているのかということと、それを推進していく安定した財源の確保策として、緑の基金みたいなものをつくっていったらどうだろうかというような案も出ておりましたので、その後検討がどうなっているのか。

また、それを進めていく上で緑を育てる条例等のお話もあり、それとともに緑化の指導マニュアルというようなものが上げられておりました。それが、その計画の後どういうふうに進んでいるのかについてお伺いしたいと思います。

それと、3点目の先ほどの環境学習センターについてですけれども、お話はわかりました。未利用地検討委員会の方で第四庁舎の方については検討していくということになっておりますので、ただ、要望といたしましてはやはり環境基本条例、基本計画をつくって、これだけ環境にかかわる人たちが多くなっている、そしてまた多摩川の自然が豊富にあり、玉川上水という歴史上非常に大切なものがあるので、そういった方たちがやはり自主的に、自分たちのまちは自分たちで何とかしていくということを行っていく上では環境学習というのは非常に大切であると思いますので、ぜひそういったことを踏まえてそれがその場所にできるように、ぜひ要望だけはしておきたいと思います。

それと、4点目のエコツーリズムと観光についてです。先ほども今後研究をしていきたいというようなお話がありました。ちょっと気になっていたのは、では実際に中央公園とか南公園で営利を目的とした販売とか営業とかというのは可能なのかどうか、公園法でそういったものがない場合、特区申請をすればそれが可能になるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

それとともに、週末、公園を利用している方が非常に多いので、過去公園の利用者数を調査した資料があるのかどうか、もしあればその数値を教えてくださいたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

それと、第2項目の住宅マスタープランについてです。市長さんの方からパブリックコメントと議会等の意見を集約してということで、また9日に全員協議会でこの行政手続きの方の説明があるということですので、わからない点も幾つかあるので、そ

のときにお答えしてというか、教えていただければありがたいかなというふうに思っておりますので、それはそれとして置いておきたいと思えます。

それと、先ほどの住宅マスタープランなのですけれども、目指すべき方向がある程度出てきている中で、現在市内の中でそれに近いようなモデルケースの地区みたいなものがあれば、そのことについてお教えしていただきたいというふうに思えます。

それと、一番この住宅マスタープランの中で気になっていた点というのが、市民の方が安心して長く住んでいくためには、やはり家が安全であるということが非常に重要であり、そのことを担保していくためには、やはり行政の役割として建築確認の体制を強化していくなどのことが上げられると思えます。

特に構造設計、基礎問題等、また欠陥住宅の問題などいわゆる業界の氷山の一角と言われている部分もあります。こうした問題の中の幾つか指摘されている事項がありまして、その中の一つというのが建築確認を、今まで官が行っていたものを、いろいろ手続きしてそれが下りてくるまでに非常に時間がかかるということで、いわゆる官から民へその業務の方をできるというような形で移行した点が上げられているというふうに言われております。

特に建築確認というものは、つくってしまった後にそのもの事態がどうだったということが非常にわかりにくいということもありまして、中間検査をいかに多くやっていくのかということがそうした偽装問題、または欠陥住宅を防いでいく唯一の手段であるというふうに言われております。

しかしながら、小規模住宅というのはそういったものが絶対行われているのかということになると、そうしたことが行われていないというのが実情であり、このところをいかに担保していくかということが非常に官としての大きな役割の一つではないのかなというふうに考えられます。

そうしたことを考えると、この安全対策をいかに補っていく体制をつくっていくのかということが福生市ではとても重要であり、例えば福生市の中間検査を行いました、完了検査を行いましたというような市の認定したシールみたいなものとか、その検査体制の徹底などをプランに盛り込むべき課題であるというふうに思うのですけれども、その辺のお考えについてお伺いしたいというふうに思えます。

それと、最後の教育行政についてですけれども、御答弁ありがとうございました。先ほどの御答弁の中にも、一応17年度も安全点検を行ったということのお話がありました。17年度の状況はどうであったのか、その点検の結果とその対応についてお伺いしたいと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、私の方から環境基本計画について、市民事業がなかなか進んでいないがとの再質問でございます。市民事業につきましては、市民だけでなく事業者の取り組みも含めたものと位置付けておるところでございますが、現在、市民事業の取り組みでございますけれども、湧水の調査の実施、あるいは萌芽更新への参加、福生らしい景観の調査など既に取り組みが開始されたもの、実績が出たものがございますけれども、なかなか手がかからない市民事業も多くあるところ

でございます。

市民事業は市民、事業者による主体的な取り組みと位置付けていることができますが、環境基本計画では市民事業に対して「促進に向け推進の仕組みの検討を初め団体の組織化等さまざまな支援を図ります」と規定をいたしております。

市民事業で進んでいる取り組みがある一方で、手のつかない市民事業もあるとの御指摘でございますけれども、環境基本計画は平成35年度までの25年間の計画として作成させていただいたものでございまして、すべてが短時間に達成できるものではないというふうに考えておりますけれども、市といたしましてはできるところから支援してまいりたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、中森議員さんの再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、庁内組織を検討したかどうかということでございますが、現計画におきましては庁内組織を検討することとなっておりますのでございますが、この計画がされてから5年が経過しておりまして、緑地量はこの5年間で4ヘクタールふえておりますが、先ほど市長答弁にもありましたとおり、下の川緑地、原ヶ谷戸緑地等がふえておりまして、計画は順調に推移していると、こういうことでございますので、現在この計画での組織化はしてありません。

しかし、今後緑化推進等をさらに計画的に進めていくために環境基本計画、緑の基本計画、重複部分もあるというふうに御指摘をいただきましたが、さらに計画、基本計画など幾つか分野別にある実施計画、この整合性をとる必要があるのではないかと、こんなふうに考えますので、庁内の横断的な組織をどうやっていくかと、こういうことが必要ではないかと、こんなふうに考えているところでございます。

2点目の緑の施設の財源の確保についてでございますが、緑化のための基金につきましては、現在の財源確保については、現在、現時点では検討した経過はございませんが、緑地の中の一つとしての特に生産緑地の考え方で、これを市が買い取るというような制度もあるわけでございますが、これは非常に高額な用地費となると、こういうことではございますので、これらの財源について今後の課題とさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

次に3点目でございますが、マニュアル作成ということでございますが、緑化、市のマニュアルとまではいかないのですけれども、現在、宅地開発指導要綱によりまして1000平方メートル未満の宅地開発を伴う場合、緑化につきましては樹木等の植栽について規定をしておりまして、宅地審査会の中で図面等を提出いたしまして、委員の方に協議をいただいて指導いただいております。

また、3000平方メートルを超えますと、都市計画法第29条によりまして6%の公園、緑地を築造し、寄附が義務づけられております。この4月に開園いたしました玉川上水児童遊園はこれにより寄附された公園でございます。

次に、4点目でございますが、南公園、中央公園、いわゆる公園等で営業目的の販売ができるかということでございますが、あるいは特区をすれば可能かということでは

ございますが、福生市公園条例第4条におきまして、公園内における行為を規定しているわけですが、市長の許可を受けなければならないものとして、用として物品販売、または営業行為をすることということで、基本的には許可が下りれば可能であるということには条例上はなっております。しかし、現在までのこのような物品の販売についての許可の実績は、社会福祉協議会と市で開催するイベントの販売のみという実態でございます。

次に、6点目についてでございますが、週末の中央公園、南公園での利用者についてでございますが、なかなか利用者のデータは、大変申しわけありませんが、ございませんが、中央公園、南公園の駐車台数を全部合計いたしますと298台ございまして、さらにバーベキューが中央公園8カ所、南公園7カ所、さらには私も時々散歩に行くわけですが、ウォーキング等で中央公園、南公園で利用者がございますので、これらを推計しますと、週末で、土・日で1000人ぐらいではないかと推計をしているところでございます。6月4日に行われました中央公園でのガレージセールが開催につきましては、4500人の参加者があったそうでございまして、南公園で行われた環境フェスティバルにつきましては1500人ということで生活環境部の方の発表がありましたので、これらも考慮すると1000人というのが妥当な数字かなと、イベントが重なったときにはこれ以上になる可能性もありますが、平均的に1000人前後は公園に来ているのではないかと、このように考えております。

次に、住宅マスタープランについてのモデルケースとしてでございますが、福生市大字福生1165番地の付近の開発でございますが、先ほど申し上げました玉川上水児童遊園の付近でございますが、ここにつきましては大変ゆとりのある宅地で、全体的なスペースも整っており、2世帯以上の住宅が住めるような状況も聞いておりますので、その辺の状況をつかんで、これらをモデルケースとして進めていくという考えをきちっと持って進めていきたいと、このように思っております。

最後になりますが、住宅マスタープランでの建物の中間検査、完了検査等でシール、検査体制、この辺の質問でございますが、現在確認申請の受付につきましては、福生市を含め西多摩の8市町村につきましては青梅合同庁舎内の東京都多摩建築指導事務所の建築主事が事務をつかさどっているわけでございます。この建築主事は法律によりまして25万人以上の市は建築主事を置かなければならないことになっておりますが、人口25万人未満の市につきましては任意でございますが、現在この25万以上の市は八王子市と町田市でございまして、そのほかに立川市、府中市、調布市、武蔵野市、三鷹市、日野市は建築主事を置いておりますが、これは東京都の指導によりまして15万人以上の市が指導がありまして設置されているというふう聞いております。福生市といたしましては現在のところ、制度的には都知事の同意があれば置くことができますけれども、現時点では建築主事を置くことにつきましては考えておりませんので、東京都の情報交換をしていきたいと、こんなふうに思っております。

そして、建築に関する中間検査、完了検査で、これは建築基準法7条で規定されているわけですが、工事が完了したときにつきましては建築主事の検査を受けて、中間検査を含みますが、検査済証が交付されますが、西多摩建築事務所からの検査済証と、

こういうことになりますので、市として建築主事を置いてない現状においては、シール等で検査済と、こういうところには非常に難しいかなと、不可能でございまして、この住宅マスタープランを展開する上では、この建築基準法の検査済証が必須の条件となりますけれども、先ほど申し上げましたような市としての検査体制、シール等は不可能であると、このような状況が現実となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、通学路の安全点検の17年度の結果ということでございますが、17年度の結果につきましては、小・中10校全体でございますが、合わせまして62件の要望がございました。そのうち市役所内部の土木課、あるいは地域整備課等で対応して済んでいるものが6件、それから警察へ要望したものが37件、東京都、これは西多摩建設事務所等でございますが、東京都等へ要望したものが4件、それからJR等へ要望したものが2件ございまして、このあとは早期の対応が困難で引き続き検討していくというものが17件というふうになってございます。

数字につきましては、1件で複数の要望があることから、トータルは必ずしも62件で合いませんが、状況としては以上のようなとおりでございます。

○7番（中森富久君） 御答弁ありがとうございました。それでは要望の方をさせていただきたいというふうに思います。

第1点目の環境の基本計画のことなのですけれども、やはり今後の計画を進めていく上で、やはりここでこの計画を見直すに当たって市民の方たちがつくったわけなので、そうした方たちに一度お集まりをいただいて評価をしていただいた方がいいのではないのかなというふうに思います。

現在、つくった方たちが自主的にやっているグループもあれば、そうでないグループもあって、なぜ離れていったのかというところが相違した評価のところを入れていくことによってわかってくるということもあると思うのですね。そうした意味では、市民評価を入れていただく、そしてその方たちが主体的に行っていけるような支援を再度行っていった方が基本的にはいいというふうに思います。

やはり市民の方たちも、それをやらないわけで作ったわけではないので、やりたくてつくっている方が多いわけですから、ぜひその辺を踏まえてその計画の中に市民評価というものをぜひ取り入れていっていただきたいというふうに思っております。これは要望ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、緑の基本計画のことについてなのですけれども、環境基本計画と非常にダブる部分もあって、またこれを次の年度の時ですか――にまた再度計画をしていくということなのですけれども、実際環境基本計画と重なっている部分が非常に多いので、その辺漏れがないようしていきながら、環境基本計画の方に統合できないのかどうなのかなということをお願ひしたいと思ひます。

石川彌八郎前市長さんがおつくりになっているので、それを統合することがいいのかどうなのかというのはちょっとわからない点もあるのですけれども、ほぼ同じような形で環境基本計画の中に盛り込まれているというふうに認識しておりますので、庁内で議論し、どこかの時点で統合していった方が基本的にはいいと思ひます。

先ほどの答弁の中にもやはり検討しますというふうなことがあったのにもかかわらず、検討ができていないというようなこともあって、むしろそうならば統合してしまって、一本化する中でより強化を図って行って、全体的な推進を図っていく方が肝要かというふうに思いますので、その点をぜひ議論をしていただいて、どこかの時点で統合ということも視点に入れて進めて行っていただきたいというふうに思います。

それと、4点目のエコツーリズムと観光なのですけれども、要は中央公園にしても南公園にしても市長さんの許可が出れば、営業でいろいろ販売ができるということになるのですよね。わかりました。

であれば、今後中央公園とか南公園というのはとてもいい福生市の資産であるというふうに思っております。春には桜が咲いたりいろいろがあるし、また五日市線等、熊川駅等いろいろな形で利用する中で、観光の資産となるようなものをつくっていただければありがたいなというふうに思っておりますし、中央公園でできれば多摩川沿いですか、川崎市の方から羽村市のところまでずっと自転車で通れるような形になっておりますので、その「休みどころ」として中央公園の中に、認定業者なりというような形で週末だけ車で来て飲み物を売ったりだとか、福生市らしいものを販売したりだとかというようなものを許可をしていくことによって、その財源が得られるのではないのかなというふうに考えておりますので、そうしたことも含めてぜひ観光の方と、そしてあわせてエコツーリズムの方をうまくパッケージをして取り組んで行っていただきたいというふうに思っております。

それと、住宅マスタープランについてです。なかなか市独自で検査体制を強化していくのはというふうなお話がありました。であるならば、ぜひ東京都の方に要望していただいて、構造設計の偽装問題等あったわけですから、その管理というのですかね、検査の体制の確立をしていただくということをぜひ要望して行っていただきたいなというふうに思っております。

この辺は市がやろうと思えばできるのだけれども、建築主事を今のところ考えてないということなのですけれども、ぜひ職員の方にその資格を取っていただくなり何なりということをして行っていただきたいなというふうに思っておりますので、そうすることによって、やはりもともと確認の作業は官がやっていることなので、そういうところをちゃんとしっかり、やはり役所としてサポートしていくというのが筋だというふうに考えておりますので、その辺だけ要望させていただきたいというふうに思います。

最後に教育行政についてでございます。よくわかりました。毎回道路にかかわる、教育の方は東京都とかも、要は関係官庁の方の許可が下りないとなかなか進んでいかないというところが多いのですけれども、ぜひ引き続き要望等をしていただきまして、子どもたちが安全に登下校できるように御配慮の方だけ要望いたしまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○副議長（森田昌巳君） 次に、8番阿南育子君。

（8番 阿南育子君質問席着席）

○8番（阿南育子君） よろしくお願ひいたします。通告に基づきまして、私からは大きくは4点について質問させていただきます。

まず、1点目の福生市男女共同参画行動計画についてです。

このたび、平成18年度から22年度の計画を示した冊子ができ上がりまして、これにのっって今後いろいろと施策が進められていくと思います。期待しておりますけれども、この行動計画が――この冊子なのですけれども、どのような視点でまとめられたかということをお伺ひします。

この計画書を見させていただきまして、少し私としては違和感があったといひますか、男女共同参画を推進していくための計画にしてはいろいろな施策が入り込み過ぎていないだろうかと感じるところが幾つかありまして、少し御説明いただきたいと思ひます。

例えば冊子の中の19ページには「社会貢献活動の推進」というのがあります。この冊子は一番左側に施策の項目が載っておりまして、その次に概要があつて、それから右の方に現状、16年度、一部17年度ですけれども、現状が書いてあつて、一番右のところに目標として22年度にはどういうふうにしていこうということが書かれているのですけれども、この社会貢献活動の推進という項目のところでは、現状のところ「輝き市民サポートセンターの設立」とあり、22年度までの目標のところその機能の充実を図っていくというふうになっています。これは市民と行政との協働がテーマではないかと思ひますけれども、男女共同参画社会の推進ということとはテーマが微妙に少し違う気がするのですけれども、この行動計画に入っているというのはなぜなのでしょう。それについて御説明をお願いしたいと思ひます。

それから、2点目が学童保育待機児童解消についてです。

(1)として待機児童解消の対策がされたかどうかということですが、学童保育の待機児童が今年度の初め42名ほど出ている現状があるのですけれども、4月、5月と過ぎてきまして、このことに対する対策は何か進められているのでしょうか。

それから、(2)として児童館お弁当タイムの広報について、これは昨年お願いして実現したことなのですけれども、待機児童の家庭では大人がいなくなりますので、長い休みの間など1人でお昼をとるといふことで、1日子どもが1人で過ごすといふことの少しでも解消になればといふことで、児童館にお弁当を持ってきて食べてもいいよといふことをお願いして、それができるようになりました。

これから夏休みを迎えて、待機児童を持つ家庭ではますます心配が募っているといふ相談が寄せられているのですけれども、この児童館のお弁当タイム、余り利用が進んでいないような感じがあるのですけれども、広報についてはどのようにされたのかお伺ひします。

それから3点目で、今後の見通しはどうかといふことで、3月の議会の一般質問でも既存の公共施設で学童保育の場をふやすことなどを検討していくといふことで、年度の途中であっても条件を整えばふやしていくことを要望いたしましたけれども、その後どのように検討されて、実施に向けての見通しはどのような状況でしょうか。学童については3点お伺ひしたいと思ひます。

それから、大きな項目の3番目、福生市の食育推進体制についてです。

私からは特に学校での食育について伺います。朝食を食べさせないで登校させてしまう保護者がふえているという報道がされています。また個食など——1人で御飯を食べているというようなことも問題視されています。義務教育の場で食育を積極的に取り上げ、子どもたちが良好な食生活を理解し、また子どもを通して家庭においてもきちんとした食生活が送れるように情報提供がされるとよいのではないかと考えています。

福生市ではどのような取り組みがされているのでしょうか。また、今後はどのような取り組みがされる予定でしょうか。特に小・中学校でどのようなことが行われるかということをお伺いしたいと思います。

それから、大きな項目の4番目です。公用車の使い方についてです。

(1)として、公用車内での喫煙状況について伺います。現在、庁舎内は所定の喫煙場所以外では禁煙になっていると思いますけれども、公用車の中というのはどのような扱いになっているのでしょうか。

以前、瑞穂町の一部事務組合の議会の担当を今やらせていただいて、この福生市の議会から3名の議員が行っているのですけれども、市役所に集合して、一緒に行きましょうということ、公用車を使わせていただいて乗せていただいたことがあるのですが、黒塗りの車だったのですけれども、あとで伺いましたら、通称助役車ということなのですが、乗りましたらたばこのにおいが結構ついておりました、瑞穂町まで10分か15分の間なのですが、ちょっと気分が悪くなってしまう人もいるかなというような状況で、環境的にはよくないのではないかと、黒塗りの車ですので、内部の人だけでなく外部のお客さんなどを乗せるようなこともあるかなと思ったもので、福生市の喫煙についてのマナーがこのくらいなのかと宣伝してしまうような状況にあるのかとちょっと心配になりまして、公用車の中での喫煙というのはどのような状況なのかというのを伺いたいと思います。これは公用車全般に関して伺っていききたいと思います。

それから、公用車の使い方の2点目では、6月1日に道交法が改正になりまして、駐車違反の取り締まりがとても強化されております。違法駐車対策には大いに期待できると思いますけれども、一方で郵便局の集配業務以外は一般の車両と同じように扱うということで、宅配業者など仕事の内容でどうしても道端に止めて仕事を行っているような車両なども対象になっております。大手の企業ではドライバー2人体制を組むなどして対策しているようですが、公用車を使用するときも福祉的な要件で家庭を訪問するとかいろいろな場合に使われているのではないかとと思うのですが、そのときの駐車スペースについてどのような状況が考えられ、それに対してどのように対処していくのかということをお聞きいたします。

以上、何点かお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

福生市男女共同参画行動計画についての福生市男女共同参画行動計画策定の視点と

ということと、これについての計画中の「社会貢献活動の推進」という施策のことでございまして、

第3期の福生市男女共同参画行動計画は、少子高齢化の進展、団魂の世代が定年退職を迎えることによる2007年問題等社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要であるとの視点から、男女共同参画社会を形成するために、市が行う施策の基本的な方向を明らかにし、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定したものであります。

また、本行動計画中の施策の1つとして「社会貢献活動の推進」が入っておりますが、行動計画全体の体系は、お話がありましたが、主要課題がまずありまして、それに伴っての施策の方向を示し、さらにそれに基づいて施策が設定をされています。

御指摘の「社会貢献活動の推進」施策は、主要課題としては「職場・家庭・地域における男女共同参画・参加の推進」で、この課題は豊かで住みよい地域社会をつくるためにさまざまな活動が行われますが、この地域活動に女性も男性も地域の一員としてともに参加でき、性別に関係なくリーダーとなっていくようなことができる環境整備を図るということでございます。

そして、施策の方向としては「地域活動への男女共同参画の促進」を掲げまして、自分が住んでいる地域を住みやすく、豊かなものにし、いきいきとしたまちをつくるためには、多くの住民がこれら地域活動に参加することが必要であるという意味でその方向を指し示しております。

この施策の方向性のもとに二つの施策をつくっております。一つは参加促進のための環境整備、これは地域活動情報の提供、活動拠点の整備、充実、男女ともに参加しやすい地域活動の環境整備などを推進しようとするものであります。また、施策のもう一つが御質問の「社会貢献活動の推進」施策でございまして、この施策は輝き市民サポートセンターを拠点として社会貢献活動を推進しておりますけれども、主な事業項目として同センターの充実、情報の提供、推進事業の充実などを男女がともに参加しやすい環境条件を整えまして、地域活動への男女共同参画を促進しようというものであります。したがって、「社会貢献活動の推進」施策につきましても、男女共同参画社会形成のための視点としては外すことができないと、そういうふうに考えております。

次に、学童保育待機児童解消についての1点目、待機児童解消の対策がされたかということでございます。平成18年度の対応につきましては、武蔵野台クラブで定員増を行い、第二小学校に学校施設の目的外使用として「臨時第2たんぼぼクラブ」の開設をいたしまして、待機児童の解消を図ってまいりました。

その状況としては、年度当初学童保育への申込人数は515人で、入所人員が463人、取り下げが10人で、待機児童は42人でございます。特に第三小学校さくらクラブで21人、第七小学校田園クラブで12人と2カ所で多く待機児童が発生し、各施設では既に大変多く児童を受け入れておりますので、現施設での待機児童解消は困難でございました。

しかし、田園クラブは児童館併設施設でございますので、保護者からもランドセルを持って児童館に入館させてほしいとの要望書が出てまいりましたので、早速担当課へ指示し、学童保育待機児童に限りランドセルを持って入館できるよう4月6日の新学期から対応しております。現在利用者は10人で、児童館閉館時間の午後5時まで行っております。

次に2点目、児童館お弁当タイムの広報についてでございますが、学校が長期休業中の児童館での昼食の関係で広報はどのようになされたかということでございます。平成17年度の利用状況を申し上げますと、3館合計になりますが、春休みが延べ74人、夏休みが延べ241人、冬休みが延べ22人、合計337人となっております。

この利用の広報ですが、該当する月の児童館だよりに「お弁当タイム」ということで「児童館で昼食が食べられます」といったことを掲載し、小学生、中学生には学校を通じて全員に配布し、そのほかは市内公共施設に配置し、周知しております。また学童保育待機児童の御家庭には個別に利用の案内を送付いたしました。

利用が少ないのではとの御指摘でございますが、それぞれの家庭の状況や子どもさんの行動範囲などもいろいろ関係しているのではないかと考えております。

次に3点目、今後の見通しということでございます。平成19年度の学童保育ニーズの推計をいたしておりますけれども、市内の小学校1年生から4年生までの児童数は約2052人で、昨年よりというのはことしよりということになりますが、90人くらい減少することになると思います。ただ、入所希望者の方は約547人で、およそ32人くらい増加するのではないかと考えられます。したがって、まだ年々学童保育に対する需要は多くなるものと推計をしております。

このような状況の中で、市では庁内に設置してある学童クラブ施設の拡充に関する検討会を5月に開催いたしまして、18年度に続き学校の一時的余裕教室の活用が図れないかとか、既存の公共施設を利用できないかというような検討をしております。今後も検討会で十分協議を行いまして、待機児童の解消が図れればと、こんなふうにも思っております。

また、年度途中での対応についてでございますが、新たな施設設置は、それぞれの施設で既にそれぞれ利用しておりますので、学童保育施設として占有することは大変難しく、また人員配置も考えていかななくてはならないことや、年間を通じて学童クラブ児童在籍数の推移を見ますと、9月以降の児童数は減少してまいりますので、年度途中での対応につきましても今後状況を見まして、関係機関と十分協議をしてみたいと存じます。

次の食育推進体制については教育委員会からお答えをいたします。

次に、公用車の使い方についての1点目、公用車内での喫煙状況についてでございます。公用車の中での喫煙につきましては、現在、特段の定めはございませんけれども、公用車を運転する際には福生市庁用自動車等使用基準により、運転中は常に細心の注意を払い、安全運転に努め、助手席に乗車する者についても運転を補助するものとして運転中の安全確認に当たることを規定しております。この規定からも安全運転上問題があり、また運転マナーとしてもあるべき姿ではないと、そんなふうにも思っ

ております。

ただ、助役車の問題についてはまた別のことだろうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。これは議長車を使っていますので。

それから次に、2点目の公用車での移動時の駐車スペースについてでございますが、この車利用につきましては、税の収納事務だとか、福祉事務だとか、道路や公園等の工事管理事務などいろいろございますけれども、駐車場の心配がされるものは税等の収納事務や福祉事務などの個人の家庭への訪問でありまして、その場合は、若干遠方でも公共施設の駐車場を利用しております。やむなく道路上へ駐車することもございますが、福生市庁用自動車等使用基準により公用車の使用は2名以上で業務に当ることとされておりますことから、現時点では特段の問題はないと考えております。

道路上での違反駐車は、交通渋滞や交通事故を招き、ルールを守っている方に迷惑をかけることとなります。職員が運転する公用車はそのようなことがないというふうに思っておりますが、またお気づきの点があればお知らせをいただければと、こんなふうにも思います。

以上で、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 阿南議員さんの食育推進体制についての御質問にお答えをいたします。

朝食をとらないで登校するなど子どもたちの食生活の乱れや肥満傾向などの指摘が見られ、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進することが重要な課題となってきました。また食を通じた地域や文化の理解なども求められております。

このような社会状況の中、平成17年7月に食育基本法が施行され、学校における食育の推進が強く求められております。また、同法の規定に基づき食育推進会議が設置をされ、同会議において平成18年3月31日に食育推進基本計画が決定をされました。

本計画の中では、学校における食育を推進する部分では、全都道府県における栄養教諭の早期の配置や、栄養教諭を中心に各学校において食に関する指導にかかわる全体計画を作成すること等を掲げております。また、学校における食育を推進していく上で重要な役割を担っております学校給食につきまして、生きた教材として活用するため、地場産物の活用や米飯給食の普及、定着等を掲げております。

さて、本市の教育推進体制でございますが、まず栄養教諭の配置につきましては、残念ながら東京都教育委員会より特別な教員の配置はされていない状況であります。しかし、栄養教諭の仕事として求められております肥満や偏食等の食に関する相談、指導につきましては、養護教諭が定期の身体測定の結果や、担任の要請に応じて個別に指導を行っております。

また、教科や特別活動におけます指導については、家庭科において調理活動を通して栄養についての基礎的知識や、バランスのよい食事のあり方等について小学校では5、6年生で、中学校では全学年で教科担任が指導いたしております。また、特別活

動におきましては、学級活動の指導の「日常の生活や学習活動への適応及び健康や安全に関する事」におきまして、学校給食と望ましい食習慣の形成について、小・中学生とも全学年で学級担任が指導をいたしております。

このほか本市では、昨年10月から学校給食センターの職員と栄養教員が各小学校を訪問し、作り手が直接的に児童にかかわる機会を得ることにより、学校給食を食育における生きた教材として高めるよう支援を行っております。

今後の取り組みといたしましては、各学校においてなされてきましたこれまでの指導をさらに充実をさせるため、食についての全体計画を作成するよう支援をしていくとともに、学校給食センターと各学校がさらに連携を深めることにより、地産地消から地域産業の理解を深めさせ、地域を大切にしようとする心を培うことや、学校給食センターの職員が子どもたちの声を聞き、学校給食の改善や食の大切さを理解をさせていく等食育の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、このほか栄養教諭の配置につきましては、東京都教育委員会の動向を注視をしたいと、このように考えております。

以上、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（森田昌巳君） 3時10分まで休憩いたします。

午後2時57分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（阿南育子君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

最初の男女共同参画行動計画についてですが、視点を伺ったわけですが、それでも、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要」ということに加えて、今日的な問題として少子化高齢化は進んでいくし、2007年問題もあるので、ますます女も男も責任を分かち合う社会をつくっていかねばならないというわけであるということが視点になっているということで理解いたしました。

しかし、その視点において見直してみても、まだ私としてはこの行動計画について少し疑問が残ります。そもそも男女共同参画ということが取り上げられるようになったのは、この計画書の冊子にも載っておりますが、1975年の国連で国際婦人年を定め、女性の地位向上のための行動を世界規模で起していこうと呼びかけから始まっているわけですが、これは世界的に多くの国で女性差別が行われてきたことの裏返しで、以来30年にわたって世界的にさまざまな動きをつくっていくことで、女性も男性も人権が保障される世の中にしていこうと努力してきたということだと思います。

それで、現在はどうなったのでしょうか。昨日の沼崎議員のやはり男女共同参画行動計画に対する御質問に市長がお答えになっておりますけれども、何気ない男女差別が残っていたり、性別役割分業の意識が残っていて、女性の社会進出の妨げになっている現状があるとおっしゃいました。市長がおっしゃるとおりまだまだ女性と男性がとも

に社会を担っていくには障害があるということではないでしょうか。

この内閣府男女共同参画局、2001年にそれまでの参画室から格上げになったとこの冊子にも載っておりましたけれども、男女共同参画局のホームページに載っていた資料によりますと、我が国は基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示す人間開発指数では、世界162カ国中9位と上位にランクされています。しかし、政治や経済への女性への参画の程度を示すジェンダーエンパワーメント指数で見ると、64カ国中31位と随分下がってしまいます。これは日本は基本的な能力の開発は女性も男性も進んでいるけれども、女性が能力を発揮する機会は十分ではないということになります。言い方を変えれば女性がまだまだ社会を担っていないとも言えるかもしれません。

それには、さまざまな要因があると思いますが、そうした現状を踏まえて男女共同参画社会をどのようにしたらつくっていくか、その行動計画が必要ということではないかと思うのですが、この冊子を見てみますと、例えば23ページの「平和活動の推進」というのがあります。そこでは、概要のところ「男女共同参画社会の形成を図るために平和な社会の継続が前提条件である」というふうに書いてあるのですが、どのような世の中であろうとも、平和であろうともそうでなかろうとも、男女共同参画社会は実現しなくてはいけないのではないかと思いますので、平和が前提条件ではないのではないかと思います。

また、28ページに「疾病の予防の充実」というのがあるのですが、ここでは基本健康診査の充実をしていきますよとか、市役所ロビーで健康相談を実施していきますというのがあるのですが、これも男性も女性も対象でしょうし、健康であっても健康でなくても男女共同参画というのは進めていかななくてはならないと思うのですが、これがわざわざここに入っているのはどういうことなのかなということを教えていただきたいと思います。

それから、福生市役所が職場として具体的にどのように男女共同参画が進められていますでしょうか。先ほども御紹介したとおり、能力的には日本は上位にランキングされるほど高い位置にあるわけですが、福生市役所の中で女性の職員の方がどのぐらい管理職に登用されているのか、現状を再質問としてお聞きしたいと思います。

またもう1点、昨年12月に国では男女共同参画社会基本法に基づく第2次の基本計画として閣議決定されておりますけれども、これを反映させた計画の策定が求められていると思いますが、今回のこの行動計画とはどのような関係になっているのでしょうか。教えてください。

続いて、学童についてですが、待機児童の問題は本当に深刻で、共働きの家庭にとっては、仕事は行かなければならない、でも子どもはだれもみてくれないでは本当に気が気ではないわけです。仕事を持ちながらの子育てが余りにも困難であれば、少子化は一層進んでしまうのではないのでしょうか。3月まで預かってもらえた子が4月にはまだ学童の対象年齢であるにもかかわらずもう行き場がないということでは、職場を変えたくても変えられないですし、本当に困ってしまいます。4年生まで学童の対象ですよとしながら、4年生まで希望通り全員入れたことがあるのでしょうか。早急

に解決しなければならないことだと思っております。

そうした中で、田園児童館では待機児童の保護者の方を中心にございました要望によって、学校から児童館に直接行き、ランドセルを預けて児童館で遊ぶことができるようになったということで、本当に早い対応をしていただきましてよかったと思っております。

しかしながら、これはとりあえずの対応だということですし、これから長い夏休みを迎えるに当たって非常に心配が募っていると市民の方から声が寄せられております。何とか対策を取る必要があると思えます。

また、3月の18年度第1回定例会の一般質問で取り上げました武蔵野台クラブの定員を大きく上回っての受け入れについて、実際に始まってみてどうでしょうか。とても心配をしております。現状を教えてください。

再質問としてお聞きします。担当課長は4月以降何回武蔵野台クラブに足をお運びになりましたでしょうか。現状の把握が大事なお仕事だと思いますけれども、実際に子どもたちの育成の状況は何回ごらんになりましたでしょうか。そのときの感想をお聞かせいただきたいのと、実際に育成に当られている職員の方の声としてはどのようなものがあったかお聞かせください。

それからもう1点、学童入所の申請書が出されて、全員が入れない状況なので優先順位をつけていくと思えますけれども、入れるか入れないか決めるときに、条件として保護者の方の勤務時間は考慮されるのですけれども、通勤時間は考慮に入れないというふうになっているのですが、それはどのような理由からでしょうか。お聞かせください。

また、お弁当タイムについてはかなり広報の仕方を工夫して、また受け入れ体制についてもより人間的な対応をしていただきたいと思っております。1人ぼっちで食べるのでは家で1人で食べるのと何ら変わらないので、何かしら、職員の方が一緒に食べるとかできればいいのではないかと思います。ぜひそういう対応をしていただきたいと思えます。

学校と協力して全校児童を対象にこのお弁当タイムのことについてのお手紙を配ってもいいのではないかと考えていますが、どんな施策であろうとも新しいことをするときにはイベントをしたり、あらゆる手を使って広報していると思えます。

このお弁当タイムについては昨年始まって以来、「じどうかんだより」にほんの小さく「お弁当タイム、何時から何時です」と入っているだけで、あとは児童館の入り口に食べてもいいですよ、ルールはこうですよというのが張ってあるというだけなのです。そうすると保護者の方は余りわかりませんし、待機児童のところにはお手紙がいつているそうですけれども、待機児童は一般の子どもたちと同じように児童館に訪れるわけなので、一般の子どもたちと一緒に弁当を持ってこれなければ余り対策にならないということがあります。

たくさん子どもたちや幼児を連れてお母さんたちも含めて、このお弁当タイムが利用できると、それで始めて待機児童の対策になると思っております。ぜひ学校全体に広報ができるように、何かお手紙を出すことはできないかなと思ってお

ります。

それから、長期休みのときだけということになっているのですけれども、学校があるときでも給食がない日があるのですが、そういったときも対象にするということではできないでしょうか。ぜひ待機児童対策であれば当然のこととしてそれも進めていたきたいと思いますが、できますでしょうか。お聞かせください。

お手紙を出すときにお弁当タイムの意味合いであるとか、楽しい雰囲気伝える、来てもらいたいということ伝えるお手紙にして、そこにルールなども載せて、この夏休みに向けてつくれるかどうかと、給食がない日は同じような対応ができるかどうかの2点を再質問としたいと思います。

それから、食育に関しては東京都の方でも栄養職員を配置という計画はあるけれども、まだ進んでいない状況だということで、ぜひこれを進めていただけるように要望など出していただければと思います。

また、学校給食センターの職員と栄養職員が小学校を訪問していろいろな話をしてくださるということで、食のことが身近になる機会だと思います。とてもいいことだと思いますので、各クラス、全部のクラスに回るのは本当に大変なことだと思いますけれども、ぜひ地道に続けていっていただきたいと思います。

また、市民の中でもぜひ食育の推進に協力したい、いろいろな食の場面をつくっていきたいという思いを持っていらっしゃる方がおります。そういった方との協働なども進めていけるように、ぜひ教育委員会はコーディネートしたり、そういう方の相談に乗って学校との連絡をつけたり、企画が実現できるようにぜひ手を差し伸べていただければと思います。これは要望とさせていただきます。

それから、公用車についてですけれども、先ほど通称助役車ということで、助役が悪者みたいに聞こえたかもしれませんが、助役車というのは助役さんが余り乗ってないという現状があるということも同時に聞いておりますので、助役の名誉のためにここで言うておきますが、助役だけのせいではないということで、もう長年使っている車で、どなたが吸ったタバコかわかりませんが、しみ付いているという現状があるということです。

ただ、やはり喫煙のマナーが福生市はどの程度かなということがすぐわかってしまうような状況かと思しますので、ぜひ使い方とか対策を取っていただきたいというふうに思いますので、これは要望とさせていただきます。

それから、2点目の駐車場所についてですけれども、東京都の道路整備保全公社というのがあって、都内の33カ所の駐車場で30分未満の駐車料金を無料にしますよということを進めているという話を聞きましたが、もしこのことの情報について何か詳しくわかるようでしたら少し御紹介いただければと思います。

何点か再質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、男女共同参画行動計画につきましての再質問につきまして答弁をさせていただきます。

まず、行動計画の個別の各施策につきましては、それぞれの所管課で推進していくと、こういうことになりますけれども、行動計画の全体の所管が生活環境部となります。

すことから、私の方から答弁をさせていただきます。

まず初めに、平和活動への推進の施策でございますけれども、これにつきましては事業を通じて平和な社会の継続は人間尊重の基礎となるものでございまして、男女共同参画社会の形成を図るための前提条件であるというふうに規定してございます。平和の尊さ、あるいは大切さについての認識を深め、平和に関する意識の高揚を図るためこれら平和に関する事業を推進しようとするものでございます。

また、平和を推進するための平和維持活動への協力、あるいは紛争時や災害時において女性や児童が特別な支援を必要とすることなどに留意しつつ、女性の視点を政策決定の場に反映させることが重要であるというふうに考えております。このような女性の平和活動への積極的な貢献などを推進するため、男女共同参画行動計画に盛り込む必要があるということから、計画に入っているところでございます。

次に、疾病予防の充実ということの御質問がございましたけれども、男女共同参画の視点から申し上げますと、健康診査の充実や、あるいは受診機会の少ない女性の健康体制の整備を進める必要があるというふうに考えてございます。特に女性のライフサイクルに応じた疾病予防の充実を図るとともに趣味やスポーツ、レクリエーション活動を通じた心身の健康づくりの推進を図る必要から掲載しておりまして、一例を申し上げますと、乳がん検診であり、子宮がん検診などでございます。

それから、女性職員の登用といったことでございますけれども、49名の管理職中現在女性の管理職員は1名でございます。比率にいたしますと2%でございます。

また、職員の総数416名中女性は108名でございまして、比率については26.96%となっております。

それから、国の行動計画との関連でございましてけれども、国は第2次の男女共同参画の基本計画を17年度に策定をいたしてございます。当市におきましても同時進行ということがございました関係上、国のこのような計画の情報を随時入手する中で、計画に盛り込んでいるところでございます。

特に国が示しました重点項目、10点ございますけれども、これらを参考にする中で計画を策定をいたしたところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、学童保育の関係の再質問、4点ほどかと思いますが、御答弁申し上げます。

まず、武蔵野台クラブ定員増に伴います担当課長の状況ということでございますが、4月以降2回ほど現場へ行ってございまして、これは定員増に伴いまして現行のお話室、この利用拡大をしたということでございますので、そうした状況を確認に行っております。

また、現場の職員からの声というのは特になかったというふうに聞いておりますが、いずれにしても、この事業については、学童保育事業につきましては社会福祉協議会に委託しておりまして、いろいろと不都合等があれば社会福祉協議会の方からの情報提供等々で対応ができるかなというふうに思っております。

担当課長もこの時期、武蔵野台クラブに限らず第2たんぼぼクラブ、それから田園クラブ等の対応等々がございまして、別にこれは言い訳ではございませんが、そうし

た状況もございまして、四苦八苦の状況だったということが本音ではないかと思えます。できれば詳しい状況は後ほど担当課長に直接お聞きいただければと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の学童クラブの入所の基準といいますが、それに通勤時間が考慮されていないという御指摘でございますが、現行のこの入所基準に当りましては、保護者の方の就労形態、内勤であるとか外勤であるとか、さらには月の就労日数、もちろん就労時間、これは正規の勤務時間になると思いますが、そうした条件によって一定の評点化をいたしまして、その評点の合計をもって高い順に入所が優先されるという一応仕組みになってございます。

もちろんこの就労に関係いたしましては、いわゆる勤務先からの勤務証明等々によって客観的な確認をさせていただいておりますし、こういった方法は保育所も同様でございます。

そこで、通勤時間でございますが、なかなかこれは人それぞれによってまた違うでしょうし、これを評点としてどのように組み込んでいって考えるかということになると、なかなか現実の問題として難しいのかなと、そんなふうに思っております。

ただ、実際には通勤時間が現行の方がどの程度かかっているかというのは、私ども情報を持っておりませんので、その辺の実態も含めて今後ちょっと考えてみたいなど、そんなふうに思っております。

それから、3点目のお弁当タイムの広報、これは前向きに検討させていただきますし、考えさせていただきます。

それから、4点目の学校があって給食がない、恐らく年度当初の4月の時期というようなことになろうかと思えますが、これもできる方向で検討させていただければと思っております。

○総務部長（田辺恒久君） 駐車場の関係でございますが、東京都道路整備保全公社でございますか、都内の管理している駐車場で、違法駐車対策として30分無料ということについては把握しておりますけれども、この近隣についてはそのような内容については把握しておりませんので、申しわけありません。

○8番（阿南育子君） ありがとうございます。男女共同参画については、いろいろな施策をいろいろな担当課でやっていくということなのですけれども、行動計画というときにいろいろなものが入り過ぎてしまうと、かえって何を進めたいのかがぼやけてしまうこともあるのではないかなとこの行動計画を見ていて思いました。もう冊子になってしまっているもので、これをつくり直せということは言えないかと思えますけれども、男女共同参画の社会をつくるという視点をきちっとぼやけないように施策を進めていっていただきたいということを要望させていただきたいと思えます。

また、平和の推進活動についての御答弁をいただいて、この御答弁ではとても納得するような感じでした。「紛争時や災害時において女性や児童が特別な支援を必要とすることなどに留意し、女性の視点を政策決定の場に反映させるということを」という視点で平和の推進ということが上げられているということなのですが、そのことがこの行動計画のこの冊子の中には書いてないのですね。それが概要であるとか目標で

あるとかに書いてあれば問題はなかったのかなというふうに思うのです。ぜひそういう視点で進めていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

また、行動計画など、男女共同参画だけではなくいろいろな計画をこれから立てると思いますけれども、目標がぼやけないようなつくり方ということを中心掛けていただきたいということをお願いいたします。

それから、男女共同参画の社会がどのくらい進んでいるのかという現状をきちんととらえていくためにも、調査活動を早急に進める必要があるというふうに思うのですけれども、調査活動についてはどのようにお考えでしょうか。その点だけ3回目の質問とさせていただきますと思います。

それから、学童の待機児童問題に関しては、いろいろな学童クラブでそれぞれできることを進めていただいて、忙しく動いていただいたということで、本当に御苦労をお察しいたします。

しかしながら、やはり心配なことがあるので、議会の中でも多くの議員が取り上げて、武蔵野台クラブのことであるとかさまざま話題になったと思いますので、ぜひ今後も職員の方の声に耳を傾けたり、現場に足を運ぶということをぜひ、大変でしょうけれども、よろしく願いして、危険のないようにしていただきたいというのと、あと勤務時間と通勤時間の関係なのですけれども、5時まで働いて5分で帰って来られる人と、4時半まで働いて40分かかって帰って来られる人では、4時半までの人の方が子どものもとには遅く帰って来るという現状なのです。そういう現状を見つめるというようなことをぜひ考慮に入れていただきたいというふうに思います。

何か問題がもしあったのであれば、社会福祉協議会に委託して社会福祉協議会がきつと把握しているはずだというふうな部長のお答えでしたが、社会福祉協議会にいらした部長がそう言うのであれば何も問題は今のところはなかったというふうにとらえてよろしいのでしょうか。――はい。ぜひ今後とも現場に目を向けていていただきたいと思います。

また、待機児童対策としては、全員が入れるということが基本ではないかなと思いますので、そうすれば就業時間のこととか余りうるさく言って、優先順位が変わってお友だちの家同士でちょっと気まづくなるというようなこともなくなりますので、すべての希望者が入れるということが早急の課題であるというふうに考えて対応をしていていただきたいと思います。

また、もっと大きく考えていけば、学童を希望しない子どもたちがいい環境で放課後を過ごしているかどうか、心配なこともたくさんあります。子どもが1人でも安全に歩けるまちというのは当たり前を実現しなければいけない課題であると思いますし、それと同時に、すべての子どもたちにとって少しでもいい時間の使い方のできる方法をすべての児童を対象に考えていく必要があると思っておりますので、そういったことも検討していただきたいと思いますということも要望させていただきます。

それでは、1点だけお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） 男女共同参画施策の調査の関係でございますけれども、この調査につきましては、基礎資料とするため男女共同参画社会の形成に関する

調査研究を行い、市民の実態や意識の把握と事業の推進に役立てることを目的といたしまして、平成18年度にアンケート方式による調査を実施しようとして、現在準備をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○8番（阿南育子君） どうもありがとうございました。ぜひ男女共同参画社会の本当の意味での実現に一步でも二歩でも近づいていけるように、どんどんと施策を進めていただきたいということを最後に要望させていただきまして、私からの一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、15番羽場茂君。

（15番 羽場茂君質問席着席）

○15番（羽場茂君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。御指名をいただきましたので、通告に基づいて3項目の一般質問をさせていただきます。

初めに、乳幼児医療費の助成の拡大についてであります。

3月定例会におきまして、2歳未満児までの助成に対する所得制限の撤廃と、児童手当の制限緩和に準じての所得制限の緩和がこの10月から実施することが決定されたわけでございます。その際、幾つかの案が検討されているということで、今後も検討していくという、そういう御答弁であったと思いますが、その後さらなる助成拡大について、検討につきましての結果、あるいはその状況につきまして伺いたいと思います。

2項目目は、先ほども出まして恐縮でございますけれども、学童保育についてであります。

1点目は、学童保育の時間の延長についてであります。市民の方から仕事から帰る時間、この都合上何とかあと30分でいいから延長していただけないかというお声を何名かからいただいております。これに対して何とか対応していただきたいというふうをお願いしたいわけですが、市はこのような要望について把握していらっしゃるでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。また近隣他市においての学童保育の時間の延長についての実態、動きがあるかどうかにつきましてお伺いしたいと思います。

2点目は、やはり待機児の問題であります。多くの方々より待機児をなくしてほしいという要望を受けております。重なることになるとは思いますけれども、待機児の現状及び対策につきましてどのように進んでいるかお伺いしたいと思います。

3点目は、こうした事態がいつも起るわけでございます。また現在、子どもさんが被害者となるような多くの事件が下校時等に多く発生しているわけでございます。そういった意味で保育全般、そしてまた通所の場合の安全、このために地域の方々の力を借りまして、いわゆる総合的な支援体制というものが確立することができないかどうかというふうに思うのですが、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

3項目目、交通弱者と呼ばれている方々の対策でございます。新交通支援体制についてということでお伺いしたいと思います。

移送サービス等について整備をするために、多摩地域の福祉有償輸送協議会が設け

られまして協議されているということでございますけれども、3月議会でも検討の様子が報告されましたけれども、その後どのような検討が進んでいるのか、また検討の内容につきましてどのような課題があるのかということについてお伺いしたいと思います。

また2点目として、例えば武蔵野市で行っております「レモンキャブ」という輸送サービスが2000年からできてやっておるわけですが、このようなサービスについて市としてはどのように評価しているか、また導入について検討しているかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

また介護の問題、そして先ほど策定ができつつありますところの「健康ふっさ21」というのがありますけれども、高齢者の健康、介護、こういった施策と絡めて今後高齢者、あるいは交通弱者の足の確保ということにつきましてどのような方向で考えておられるかお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 羽場議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、乳幼児の医療費助成の拡大の問題でございますけれども、御案内のとおり、今お話もございましたけれども、この10月から市単独の事業として2歳未満児についての所得制限を撤廃しまして、子育てをしている皆さんには必ず支援ができるというような形にしていきたいということでございます。

それから、2歳以上の乳幼児につきましては、東京都の制度を準用いたしますことから、これまでと同様に所得制限はございますけれども、国の児童手当制度の改正の関係で、都の制度についても本年10月から所得制限限度額の緩和が予定されております。こうなりますと、10月以降でないとはっきりとしたことは申し上げられませんが、ほとんどの乳幼児が制度の対象になるというふうに思っております。

このようなことを踏まえまして、さらなる充実策ということで、御質問の乳幼児医療費の助成の拡大についてということでございますけれども、来年度のことはこれからいろいろと検討しながら方向を出していきたいと思っておりますけれども、今回、10月からという問題を考えるときに、市単独の事業を実施する形の中で、一部小学生まで拡大した場合にどのくらい財政負担がかかるかというような検討をしたことがございます。この中では仮に小学1年生までを対象にした場合でも、およそ1760万円ほどの財政負担が伴うという結果が出ております。

現在の市の財政状況みたいなことから考えますと、非常に大きな負担額になります問題もございましたので、とりあえず2歳までにさせていただきましたけれども、国においても少子化対策の一環として、6歳児までの医療費の無料化、あるいは育児手当制度の創設などさまざまな検討が行われておりますので、そういった状況を見ながら、来年度どうするかということについて、いずれにしましても、ことし中ぐらいに一応方向を出していかないといけないと、こんなふうに思っております。いずれにしましても、子育ての問題につきましてはできるだけの実に努めてまいりたいと思っております。

次に、学童保育についての1点目の保育時間の延長についてでございますけれども、市では学童保育の指導時間を学校授業日、月曜日から金曜日ですけれども、これは放課後から午後6時まで、学校休業日、土曜日、夏休み等につきましては午前8時30分から午後6時までと定めまして、全学童保育施設を福生市社会福祉協議会に委託し実施しております。

御質問の保育時間の延長に対する要望を把握しているかということでございますけれども、現在、市及び社会福祉協議会にはそのような要望はきていないようでございます。

また、他市の状況でございますが、近隣市での学童保育時間につきましては、当市と同様の時間で、26市においては本年4月から八王子市が学童保育時間の延長を始めたとのことでございます。

このような現状でございますので、今後様子を見ながら、いろいろと御意見等も踏まえながら検討はしていかなければいけないと思っておりますけれども、当面は現状の午後6時まででお願いをしていきたいと思っております。

次に、2点目の待機児童の現状と対策についてでございますが、数字的なことにつきましては、先ほど阿南議員さんにお答えをいたしておりますので、簡単にさせていただきますが、18年度の対応につきましては、武蔵野台クラブでの定員増、それから臨時第2たんぽぽクラブの開設をいたしました。最終的には待機児童、当初で42人おられます。特に第三小学校のさくらクラブで21人、第七小学校田園クラブは12人の待機児童が発生をいたしました。ただ、田園クラブでは児童館併設施設でございますので、学童クラブ待機児童に限りランドセルを持って入館できるように4月6日の新学期から対応いたしました。利用者は10人でございます。

また、学校の利用等の対策でございますけれども、今後も庁内に設置してあります学童クラブ施設の拡充に関する検討会の中で、平成18年度に続き学校の一時的余裕教室の活用が図れないか等いろいろと検討し、協議をしてまいりたいと思っております。

次に、3点目の総合的支援体制はできないかとのことでございます。市ではいろいろな機会を通じまして児童・生徒の登下校時の安全確保を町会・自治会、あるいは教育委員会の方ではPTA、そのほかいろいろな形をお願いをしているわけでございまして、防犯推進活動員や老人会など地域ぐるみで取り組んでほしいというようなお願いをしてきております。

また、見守り活動につきましては、安全・安心まちづくり市民ひろばというものが今、月に1回、関係の皆様方、実際にやっている皆様方で開かれておりますけれども、その中では腕章に代わる統一的なワッペンをつくったらどうかといったような提案もございまして、現在検討が進められております。

いずれにいたしましても、通学・通所の安全確保と学童保育の体制拡大を含めまして、地域と行政が一体となった総体的な体制づくりといったものを構築していかなければいけないと、こんなふうに思っております。そのための環境整備と防犯に対する啓発活動を当面、今のやり方を続けながら進めてまいり、その中でそういった方向がさらに確固たるものにしていければと、こんなふうに願っているところでござい

す。

次に、新交通支援体制についての1点目、多摩地域福祉有償運送運営協議会の検討状況のことですが、17年度の多摩地域福祉有償運送運営協議会への福生市からの申請団体は、「NPO法人ケアサービスいずみ」と「社会福祉法人福生市社会福祉協議会」の2団体が運営協議会への申請を行いまして、協議を終了しております。現時点では国土交通省関東運輸局東京運輸支局への申請を終了し、道路運輸法第80条第1項の許可をいただく段階となっております。

また、問題点としてどのようになっているかですが、セダン型の一般車両にかかわる問題がございまして、セダン型の一般車両運行に関しまして、現状では構造改革特区の申請により限定した区域のみにしか適用されませんで、拡大に向けたNPO法人からの要望書などが提出され、各自治体も対応を迫られている状況でありますので、他の自治体とも連携し、考えていかななくてはならないと考えております。

次に、2点目の武蔵野市の「レモンキャブ」などのサービスに対する評価はどうかということですが、レモンキャブ事業は、東京都の福祉改革推進事業の補助を受けた先駆的事业として、平成12年度から始まった軽自動車によるドア・ツー・ドアの送迎事業ということですが、バスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の通院や買い物など外出を支援するための移送サービスとこのこととでございます。

福祉公社に登録された商店主を中心とした地域の運行協力員が福祉型軽自動車を運転し、サービスを提供しているようございまして、利用料は30分につき800円で、福祉公社に登録した上で、年会費を1000円支払って利用するシステムとこのこととでございます。運行範囲は原則として武蔵野市内と隣接市区とのこととでございますが、事業開始から5年ほど経過した平成18年3月末現在の利用会員の登録者数は786名、平成17年度総利用件数は1万6090件とのこととございまして、武蔵野市の評価としては順調であるというお話でございます。

また、同様の制度を福生市の有償移送サービスで検討しているかということですが、このような形も含めましてこの間、常に他団体の動向などを注視しているわけですが、今後も継続的に情報の収集に努めながら検討を進めてまいりたいと思います。

最後に今後の方向性につきまして、交通弱者に対する支援も絡めてどのように考えるかでございますけれども、実は道路運送法の一部改正が5月12日に成立をいたしました。施行が本年10月1日からとなっております。

その内容としては、NPO法人などの有償運送が許可制から登録制になるという規制緩和策でございまして、これにより福祉有償運送の幅も広がりまして、新たな民間事業者の算入などが予想される部分もございまして、そういった状況の推移も見ながら今後もいろいろと検討し、対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上で、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 4時5分まで休憩いたします。

午後3時54分 休憩

~~~~~

午後4時5分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（羽場茂君） 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問というか、要望だけにしようと思ったのですが、ちょっと時間がありませんので、やりたいと思います。

医療費の助成でございますけれども、先日やはり合計特殊出生率が1.25というのが、衝撃的な数字が出まして、東京都に至りましては0.9ということで、これは本当に何とか行政でやれることを一遍にやらないと、欧米のように一遍にやったので止まったというのがありますけれども、日本の場合なかなか一遍に出ていませんので、これはやれることをやっていかなくてはいけないだろうと思います。

特に一つの原因として経済的なものというのが大きいわけございまして、この医療費というのが大きな負担になっているのは事実でございます。先ほどの御答弁でいろいろ検討していらっしゃることはわかったのですが、1学年引き上げてやると1760万円ということですが、例えば全額でなくても2割、3割、5割というようなことも考えながらいくことも可能でないかと、また国の方、都の方と連携して、早めにこの少子化対策というのをどうしていくかというのを連携を取って、情報を得ながらやっていっていただきたいというふうに思います。

ともかく若い世代が定着していただいて、担税力を持っていただくというのがこれからの高齢者福祉にも影響が出ると思いますので、これについては全力でお願いしたいというふうに思います。

2番目に学童でございます。1番目の時間についてなのですが、八王子市で今度6時半ということございまして、その保育士の方に聞いたのですが、やはり6時半にしましたけれども、まだ要望があって7時まで延長したいというような流れだそうでございます。ほかにも多摩市なんかでもそういうような流れというか、そういうのが起きているということも聞いております。

今現在の職場での状況で何とかやっているということで、要望としては出てないかもしれませんが、本来であればもう少し遅くやればこういう仕事のできたのということもあるかと思っておりますので、いわゆる時間というのがどういう状態なのかというのを、できるだけ要望を聞いていただきたいと。

例えば市の職員の方で、学童を利用している方で、5時15分に終わっていわゆる他市の6時までに本当にちゃんと行っているのかとか、あるいは残業ができなくて困っているのではないのかとか、そういうようなことも含めて、身近な人でもそういうふうに聞いていけば要望についてわかるのではないかというふうに思いますので、今後その要望等についてどのように聞いて、情報として収集するかということについてちょっとお考えがあれば聞きたいと思います。

2番目の現状につきまして、田園クラブにつきましては素早い対応をしていただいて大変にありがたかったと思います。ともかくこれは、先ほどもありましたように、

父母にとっては大変な問題でございますので、全力を出してやっていただきたいというふうに思います。

それで、その上で3点目なのですが、学童クラブの田園クラブのように、学童ではないけれども、二次的な形で保育をある程度請け負ったという形で、ちょっと違う形ですけれども、やったわけでございます。

それで1年生、2年生というのは本当にきちんと学童保育でやらなければなりませんけれども、3年、4年になると様相はやはりちょっと変わってきて、違う形でも学童の保育の形と同じようなことができる可能性もあるわけでありまして、全く学童に4年生で入れないということで家にいるよりは、先ほどもありましたけれども、クラブ的な形でいわゆる広げて面倒みられるかなということもあるかと思えます。

それに例えば近隣の高齢者の方がそれに参加する。あるいはPTAというか、そういう形でできる親が参加するというようなことで、いわゆる全部行政にということではなくて、地域で何かできないものかと。なおかつそれは、一つには学校から学童へ通う間というのがやはり、現在のいろいろな社会で事件が起っていることからしますと一番危ないといえますか、そのときにやはり高齢者の目というのがあるかないかというのが大きいのではないかと思えます。

世間を騒がすような大きな事件というのは、そんなに頻繁に起っているわけではなくて、もっと不審者とかそういったことが頻繁に起っているわけで、そういったことは高齢者の目とかそういうのが近隣にあればかなり防げるはずでありますので、保育、あるいは通所、これに高齢者、地域が絡む体制をむしろ新たに考えて広げていくという方が今現在求められているのではないかと、それがまた安全のまちづくりをつくるのに無理に急に警備をふやしても、またすぐのど元過ぎればなくなってしまうような体制よりは、無理なく長続きするような体制を今こそつくれるときではないかと思えますので、非常に抽象的な話ではございますけれども、クラブ的な学童保育というか、そういった形態も考えていただければというふうに思います。

もう一つは、総合的な支援体制ということで、こういったことが起りますと、いつも子育て支援課課長さんにすべて負担がいておりまして、私、勝手な想像ですけれども、課長さんがもうあっちこっちに飛び回って、いい反応がなくて、本当に1人で八方ふさがりの中でやっておられるのではないかというような、本当にそういう気がしております。

学童の検討委員会ということがありましたけれども、先ほどの御答弁を聞きますと、学校の現場は入ってなくて、市の市長部局だけのような気もしますが、例えば学校の先生にしても、3年生の担任の先生が自分の子が、担当の子が帰った後、だれも見ることがいないというときに、どうしたらいいかというふうに感じるのが普通だと思っております。それに対して、いやこれは市の問題だから私は手は出せないということではなくて、やはり何かできないかと。あるいは、普段はできなくても、夏休み中は空き教室というのはふんだんにあるわけですから、何らかの対応はできるはずだと。そういうことを考えますと、子育て支援課課長さんだけが1人ばたばたとやるのではなくて、もう全部の子育てに関する人たちが一堂に集まって子育て支援協議会と、―――青少

年問題協議会というのがありますけれども、子育て支援協議会、あるいはそういう硬い名前だとあれなので、「アタックB」とかそういう形で、結論が出るまで会議をやめないというくらいの、そういう横断的な子育て支援全般にわたってどこも責任を逃れないと、自分たちの責任としてやるのだというふうなものをつくったらどうかと思うのですが、そういう突拍子もない意見についてどう思われるかちょっとお聞きしたいと思います。

それから、3点目の支援交通の件でございますけれども、運営協議会の方につきましてはわかりました。

それで、こういう例が実際にごさいました。ある高齢者の方で、要介護1の高齢の女性の方でございますけれども、駅のそばに住んでおられまして、何とか病院にも買い物にも行けたと。でも、家賃が少し高かったものですから、違うところに移ったと。それで、移ったときに要介護1でいわゆる電動の四輪のスクーターというのがありますけれども、あれが要介護1で使えたものですから、それを使って新しい安いアパートというか、そのところから病院に通い、買い物にも行っていたと。しかし、安い家賃になったものですから、それまでの医療扶助がなくなって、いわゆる医療費にお金がかかるようになって経済的にやはり厳しくなってきたと。その上、今度の介護保険の改正で要介護1というのは電動の四輪スクーターは介護保険で使えないという状況になって、9月からそれが引き上げられてしまうと。そうすると、外に出て買い物に行く、あるいは病院に行くのに非常にタクシーとか使って、お金の余裕がないのでなかなか行けなくなると、こういうような切迫した状況に今ある方がいらっしゃる。

要介護1というのは、例えば家の中で立ち上がって歩くことは可能なわけです。したがって、要介護1になるわけですがけれども、長時間歩くというのはこの方には無理だと。そうすると、要介護2というのがどうしてもならないものですから、そういう非常に切羽詰った状況に置かれていると。このような方が例えば病院に行くなりという場合に、今現在、市の制度の中でどのような制度が使えるのか、この方にとっての制度はどんなものがあるのかということにつきましてお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、市内で新交通システムにつきまして検討されているということですが、これはいつか答弁があったかもしれませんが、どのようなメンバーで検討されているのかにつきましてちょっとお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私の方からは3点ほどだったと思うのですが、御答弁申し上げます。まず、学童クラブの時間延長の要望の把握でございますけれども、お話がございましたように、市の職員にも学童クラブ利用者がおります。とりあえず御指摘がありました。そのようなところからちょっと把握をしてみたいなと思っております。

市の職員の勤務形態は、いわゆる常勤職というような形でありますので、比較的勤務形態としては長い方ではないかと思ひますし、そんなところからちょっと始めてみたいなと思っております。

それから、2点目の子育て協議会云々のお話でございますが、非常に課題として大

変重い課題かなと思っております。私どもも学童保育につきましては御質問の勤務時間の延長、あるいは待機児解消、さらには安全・安心といったさまざまな課題があるわけでございますけれども、こうした課題には今まで以上にその課題解決に向けて取り組んでいかなければならないと、これは福祉部としてそのように肝に命じているところでございます。

ただ、お話もございましたが、子育て支援課だけではなかなか難しい面がございます。その子育て協議会ということがいいかどうかちょっとわかりませんが、基本的には市、あるいは市民全体で子育てを支援していく仕組みと申しますか、システムと申しますか、そのようなものは求められるのではないかと、そんなふうに思っております。

もちろん行政のスタンスとして、子育てという名前が示すとおり福祉部子育て支援課、あるいは保育課という形がありますけれども、やはりこれから、子育てはお母さんのお腹の中からせいぜい高校生ぐらいまででしょうか。そのくらいを一体的に、あるいは総体的にと申すのでしょうか、そうした取り組みができるような組織と申しますか、推進体制と申しますか、そうしたのもやはり行政としてはつくり上げていかなければいけないのではないかと、そんなふうに思っているところでございます。

あしたからそれができるかということになると、なかなか難しいかもしれませんが、いずれにしても、そういう方向性でないとなかなか難しいかなというふうに思っております。

それから、移送サービスでございますけれども、確かにここで介護保険制度改正等がございます、そういった状況が出てきているようでございます。現在の中では、外出する場合には、先ほど来申し上げております市内の有償運送事業者としてこれから許可を受けて行っていく社会福祉協議会なり、あるいはNPO法人なりのそういうサービス提供を今のところ使うしかないのかなと、そんなふうに思っております。この有償運送事業につきましても、今許可制というようなところで、なかなかガイドラインが硬い状況がございますので、法改正で登録制にはなっていくようでありますが、基本的に登録制でありますけれども、例えば対象とする利用者のやはりガイドライン的なものはなかなか緩和できないのが現状のようであります。そういったところが緩和できるような形、構造特区というようなもので対応ができるかどうかはわかりませんが、そんなところも含めた考え方をしていく必要があるのではないかと、そんなふうに思っております。

私からは以上で答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 交通問題を検討しておりますプロジェクトチームのメンバーでございますけれども、検討の始まりが交通問題ということで出発点にさせていただきました関係で、企画財政部、それに都市建設部が主要なメンバーとなって活動しております。

○15番（羽場茂君） ありがとうございます。特に3番目の有償サービスなのですが、この間武蔵野市の、「ムーバス」が有名な武蔵野市でもやはりその隙間を埋めるためにレモンキャブをやらざるを得ないというような状況で、なおかつレモンキャブ

はいい制度ではありますけれども、担当者によるとどうしても運転手をやる商店主の方に非常に負担がかかっていると、なおかつ大きな財政負担なので、NPOでやっていただくとありがたいというような声が聞こえるぐらいで、ちょっと難しいあれがあります。

それで、高齢者がどうやって元気に過ごしていただくかというときに、我々一応車に乗って普通に歩ける者と全然違う視点というのが存在するわけで、100メートル、200メートルというものをどう克服するかというところを見ていかないと、これは最終的にどういう社会をつくるのかといったときに、見えるところだけやればいいのかというようなことになってしまう可能性があります。

本当にどうやってそういった交通弱者に対するあれをしていくかというのは非常に正念場にきていると思いますので、全然私もいい案があるわけではございませんけれども、今後も全国のあらゆる制度といえますか、取り組みについて検討というか、挑戦していきたいと思いますので、ぜひともそういった一つ一つの事例の大変さというのをわかっていただいて、そういう情報を取り込んでいただきたい。例えば、交通であれば先ほどのメンバーの中には市の職員だけだったですけれども、やはり市の商工会とか、商店というのも一つの地域振興の一環とすれば必要かもしれませんし、あるいは病院関係とか、観光協会というのがありましたけれども、観光にも関係するわけでございまして、商店会がある程度お金を出す、しかしそれは必ずお店を通るとか、そういうことがあれば両方のためになるわけでございまして、ちょっとそのメンバーについてもいろいろなメンバーを入れて考えていただきたいなど、今そういう時期ではないかというふうに思います。ぜひともそのところをよろしく願いたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は6月8日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時27分 延会